

DISCLOSURE 2021

事業概況

令和3年度版



ごあいさつ

DISCLOSURE 2021



秋田県信用保証協会

会長 堀 井 啓 一

平素より当協会の業務運営につきまして、格別のご支援とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

このたび、当協会の活動について広くお知らせするため、ディスクロージャー誌「事業概況令和3年度版」を作成しました。本誌は、当協会の業務全般について記載しておりますので、多くの皆さまに信用保証制度や当協会の取組に対するご理解をより一層深めていただければ幸いです。

さて、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、不要不急の外出自粛や時短・休業要請等、経済活動への様々な制限が加えられることとなり、県内中小企業・小規模事業者、特に観光業、飲食業においては、売上の大幅な減少など多大な影響を受けました。

このような状況のもと、当協会は県内中小企業・小規模事業者のセーフティネットとして、事業の継続、雇用の維持を図るため、資金繰り支援に全力を挙げて取り組み、また、国・県・市町村等による経済政策の効果もあり、保証承諾は当協会創立以来の最高額となりました。

今年度におきましても、4度目の緊急事態宣言が発令され、未だコロナの収束の目処が立っていないことから、これまで以上に金融機関や関係団体との連携強化に努めながら、コロナ禍において厳しい経営環境に置かれている中小企業・小規模事業者に対し、力強い金融支援ときめ細かな経営支援の実施に努めて参ります。

今後も、コンプライアンス態勢の強化を図りながら、「地域とつながる保証協会」を経営ビジョンに掲げ、中小企業の皆さまへの寄り添った支援を心掛け、一日も早い地域経済の安定と更なる発展に貢献できるよう、役職員一同、力を合わせて取り組んでまいります。引き続き、皆さまのご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和3年7月

目次

DISCLOSURE 2021

信用保証協会とは／秋田県信用保証協会プロフィール	2	信用保証協会とは／プロフィール
秋田県信用保証協会役員・組織図	3	秋田県信用保証協会役員・組織図
信用補完制度について	4	信用補完制度について
信用保証のご利用について	6	信用保証の利用について
責任共有制度	8	責任共有制度
信用保証料	9	信用保証料
主な保証制度（秋田県制度）	10	主な保証制度（秋田県制度）
主な保証制度（国制度・協会制度）	12	主な保証制度（国制度・協会制度）
主な保証制度（市町村制度）	14	主な保証制度（市町村制度）
企業支援のための取り組み	15	企業支援のための取り組み
新型コロナウイルス感染症に関する取り組み	18	新型コロナウイルス感染症に関する取り組み
令和2年度業務実績		令和2年度業務実績
事業概況	20	
金融機関別保証状況	21	
業種別保証状況	22	
制度別保証状況	23	
市郡別保証状況	24	
経営者保証を不要とする保証の取扱いについて	25	
令和2年度 決算報告	26	令和2年度決算報告
第6次中期事業計画について	30	第6次中期事業計画について
令和3年度 経営計画について	32	令和3年度経営計画について
個人情報の保護について	36	個人情報の保護について
コンプライアンスについて	37	コンプライアンスについて

信用保証協会とは

中小企業の金融円滑化を目的に、「信用保証協会法」に基づいて設立された「**公的機関**」です。

- 中小企業の皆様が、金融機関から**事業資金**を借入する際に、信用保証協会が**公的な保証人**となることにより資金調達を容易にし、中小企業金融の円滑化を図ることを目的としています。
- 秋田県信用保証協会は、秋田県、各市町村、金融機関等から総額100億円の出資（出捐金）をいただき、国・県・市町村の中小企業施策の実施に重要な役割を果たしています。

信用保証事業の基本理念

信用保証協会は、事業の維持・創造・発展に努める中小企業に対して、公的機関としてその将来性と経営手腕を適正に評価することにより、企業の信用を創造し、「信用保証」を通じて金融の円滑化に努めるとともに、相談、診断、情報提供といった多様なニーズに的確に対応することにより、中小企業の経営基盤の強化に寄与し、もって中小企業の振興と地域経済の活力ある発展に貢献する。

令和3年3月31日現在、県内15,183の中小企業・小規模事業者にご利用いただいています。秋田県の他に、各都道府県及び4市（横浜市、川崎市、名古屋市、岐阜市）の合計51の信用保証協会があり、全国で約155万の中小企業の皆様からご利用いただいています。

	利用企業数	ご利用額（保証債務残高）	保証利用度
全国信用保証協会全体	1,554,963企業	41,918,685百万円	43.5%
秋田県信用保証協会	15,183企業	335,499百万円	45.9%

秋田県信用保証協会プロフィール

設 立 認 可	昭和26年4月24日
業 務 開 始	昭和26年8月1日
根 拠 法	信用保証協会法（昭和28年8月10日法律第196号）
基 本 財 産	179億
保 証 債 務 残 高	3,355億円
保 証 利 用 企 業 者 数	15,183企業（県内中小企業者数33,096企業）
保 証 利 用 度	45.9%
理 事 ・ 監 事	18名（うち常勤理事4名、常勤監事1名）
職 員	70名
事 務 所	本所 秋田市 支所 大館市、能代市、由利本荘市、大仙市、横手市

信用保証協会
とは
プロフィール秋田県信用
保証協会
役員・組織図信用補充
制度について信用保証の
利用について

責任共有制度

信用保証料

主な保証制度
（秋田県制度）主な保証制度
（国制度・協制度）主な保証制度
（市町村制度）企業支援の
ための
取り組み新型コロナウイルス
感染症に関する
取り組み令和2年度
業務実績令和2年度
決算報告第6次中期
事業計画に
ついて令和3年度
経営計画に
ついて個人情報の
保護についてコンプライアンス
について

秋田県信用保証協会 役員・組織図

信用保証協会
とは、
プロフィール

秋田県信用
保証協会
役員・組織図

信用補充
制度について

信用保証の
利用について

責任共有制度

信用保証料

主な保証制度
(秋田県制度)

主な保証制度
(国制度・協制度)

主な保証制度
(市町村制度)

企業支援の
ための
取り組み

新型コロナウイルス
感染症に関する
取り組み

令和2年度
業務実績

令和2年度
決算報告

第6次中期
事業計画に
ついて

令和3年度
経営計画に
ついて

個人情報の
保護について

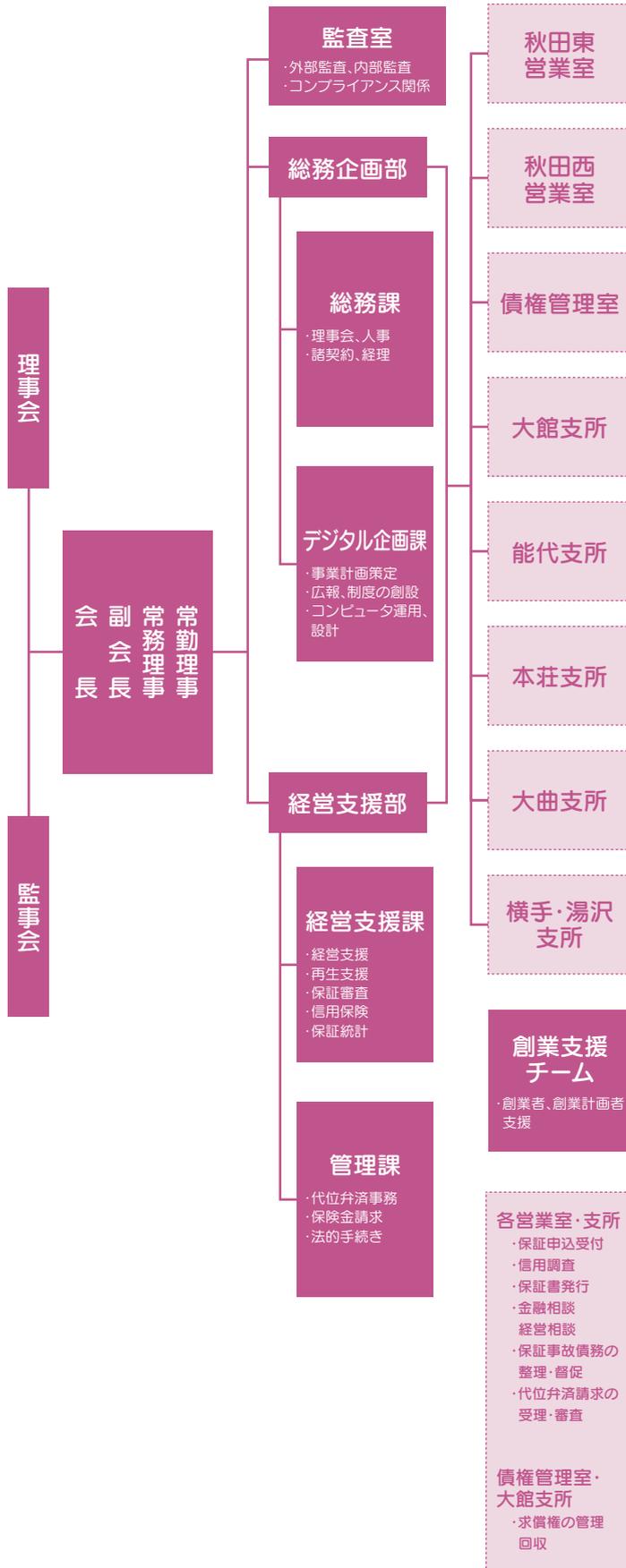
コンプライアンス

役員 (令和3年7月1日現在)

役職名	氏名
会長 常勤	堀井 啓一 前秋田県副知事
副会長	三浦 廣巳 秋田県商工会議所連合会会長
常務理事 常勤	杉山 明生 秋田県産業労働部課長待遇
理事 常勤	伊藤 登志雄 元秋田県信用保証協会総務企画部長
理事 常勤	船木 富三弥 元秋田県信用保証協会参与(総務企画部長)
理事	新谷 明弘 秋田銀行頭取
理事	池田 秀 秋田県信用金庫協会会長
理事	伊藤 新 北都銀行頭取
理事	大森 三四郎 秋田県商工会連合会会長
理事	北林 貞男 秋田県信用組合理事長
理事	佐々木 哲男 秋田県町村会会長
理事	佐藤 徹 秋田県産業労働部長
理事	清水 剛 商工組合中央金庫秋田支店長
理事	藤澤 正義 秋田県中小企業団体中央会会長
理事	穂積 志 秋田県市長会会長
監事 常勤	田中 一博 元秋田県信用保証協会常勤理事
監事	長谷部 弘輝 税理士法人秋央 長谷部会計代表
監事	赤坂 薫 かおる総合法律事務所代表

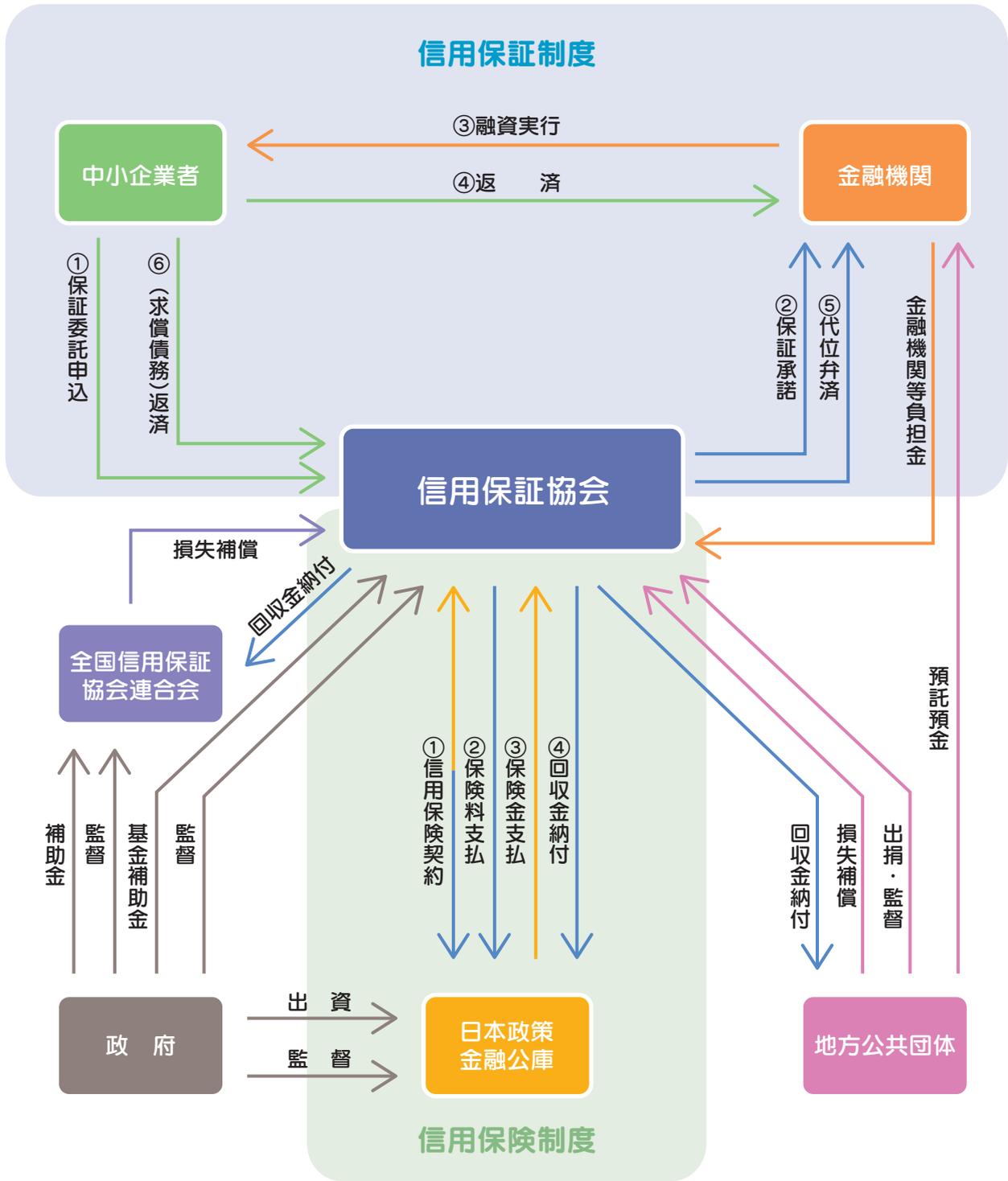
理事 15名、監事3名

組織図



信用補完制度について

信用補完制度とは、信用保証協会が金融機関に対して、中小企業者の債務を保証する「信用保証制度」と、信用保証協会が日本政策金融公庫に対して再保険を行う「信用保険制度」の総称で、これらの制度が有機的に結合することで中小企業金融の円滑化をめざしています。



信用保証協会
とは、
プロフィール

秋田県信用
保証協会
役員・組織図

信用補完
制度について

信用保証の
利用について

責任共有制度

信用保証料

主な保証制度
(秋田県制度)

主な保証制度
(国制度・協制度)

主な保証制度
(市町村制度)

企業支援の
ための
取り組み

新型コロナウイルス
感染症に関する
取り組み

令和2年度
業務実績

令和2年度
決算報告

第6次中期
事業計画に
ついて

令和3年度
経営計画に
ついて

個人情報の
保護について

コンプライアンス
について

信用保証制度のしくみ

① 保証委託申込

中小企業者が信用保証を利用される場合、金融機関を経由して、あるいは直接信用保証協会に申し込みます。

② 保証承諾

信用保証協会は事業の内容などを調査し、申込を承諾する場合は金融機関へ「信用保証書」を発行します。

③ 融資実行

金融機関は、「信用保証書」の条件に基づいて融資を実行します。この際、中小企業者は所定の保証料を金融機関を通じて信用保証協会へ納めます。

④ 返済

中小企業者は、返済条件に基づいて、借入した金額を返済します。

⑤ 代位弁済

何らかの事情で返済が困難になった場合、金融機関は信用保証協会に対して代位弁済の請求を行います。信用保証協会は、代位弁済請求に基づき、中小企業者に代わって金融機関へ代位弁済します。代位弁済と同時に、信用保証協会は、中小企業者に対して求償権を取得し債権者となります。

⑥ (求償債務) 返済

代位弁済後、中小企業者は信用保証協会へ求償債務の返済をします。

信用保険制度のしくみ

① 信用保険契約

信用保証協会の保証は、原則として、中小企業信用保険法に基づき日本政策金融公庫が行う信用保険に付されます。

② 保険料支払

信用保証協会は、日本政策金融公庫に対し保険の種類ごとに定められた信用保険料を支払います。

③ 保険金支払

返済が困難となった中小企業者に代わって信用保証協会が金融機関へ代位弁済した場合、日本政策金融公庫に保険金の支払いを請求します。日本政策金融公庫は信用保険の種類に応じ、代位弁済した元金の70%~90%を保険金として信用保証協会に支払います。

④ 回収金納付

中小企業者からの求償債務返済に応じ、信用保証協会は回収金の70%~90%（上記③と同じ割合）を日本政策金融公庫に返納します。

信用保証のご利用について

ご利用いただける方

- **所在地、営業実績**…原則として秋田県内に事業所（店舗・事業所・工場等）があつて、現在適法に事業を営んでいる方。
- **企業規模** …………… 資本金または常時使用する従業員が、次のいずれかに該当している方。

業種	資本金	従業員数
製造業等（建設業、運送業等を含む）	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業	3億円以下	900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
ソフトウェア業 情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅行業		
旅館業	5,000万円以下	200人以下
医療法人等	—	300人以下

- **業 種** …………… 中小企業信用保険法施行令で定める業種となっており、商工業のほとんどの業種でご利用可能です。ただし、農林漁業（素材生産及び素材生産サービス業を除く）、金融・保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業を除く）、性風俗関連営業、宗教・政治・経済・文化団体等、中小企業信用保険法等において保証対象となっていない業種については、ご利用いただくことができません。また、許認可や届出等を必要とする事業を営んでいる場合は、当該事業に係る許認可等を受けていることが必要となります。

- **保証限度額** …………… 個人・法人 2億8,000万円（組合等 4億8,000万円）
（この他、国の施策に基づく特別保証制度については別枠有）

- **保証期間** …………… 運転資金は概ね10年以内、設備資金は概ね15年以内
（制度保証については、要綱に定める期間）

- **資金使途** …………… 事業に必要な運転資金、設備資金が対象となります。
（住宅建設資金、消費資金など事業外の資金、当面利用予定のない不動産取得など投機的な資金は対象外）

- **連帯保証人** …………… 原則として、法人代表者以外の連帯保証人は不要です。

- **担 保** …………… 不動産取得資金を除き原則として8,000万円までは無担保での取扱が可能です。
但し、事業規模、決算状況等により取扱可能額は変動します。

□保証審査

- ◎ 保証審査は、決算内容だけではなく、次のような項目を踏まえ総合的に審査を行います。
 - ・ 経営実態、金融機関取引状況、不動産状況、担保設定状況
 - ・ 支援企業の有無、金融機関の支援姿勢
 - ・ 技術力、商品開発力、公的機関の認定
 - ・ 今後の成長性、経営計画

- ◎ 赤字、債務超過となっている方でも今後の見通し、経営改善に関する事業計画の策定等により、企業維持が見込まればご利用可能です。

保証をご利用いただくために解決すべき課題

次のいずれかに該当する方は、原則として課題を解決していただくことが、保証取扱いの前提となります。解決方法についてもお気軽にご相談ください。

- ◎ 社会保険料、税金を滞納している
- ◎ 前回の保証条件が不履行となっている
- ◎ 信用保証料が未納となっている
- ◎ 現在保証を受けている債務が延滞中の場合（連帯保証人を含む）
- ◎ 融通手形を利用している
- ◎ 高利借入を利用している
- ◎ 社外へ資金が流出している
- ◎ 当協会または他の信用保証協会に代位弁済を受けている債務の連帯保証人となっている

ご利用いただけない方

次のいずれかに該当する方は、保証の取扱いができません。

- ◎ 許認可等を必要とする業種を営み、その許認可を受けていない場合
- ◎ 銀行取引停止処分（第1回不渡発生後6カ月以内の方を含む）を受けている場合、または電子記録債権の警告期間中の場合
- ◎ 当協会または他の信用保証協会に代位弁済を受け、支払いの終わっていない場合
- ◎ 競売、差押、破産等の法的手続き中の場合
- ◎ 暴力的不法行為者等が介在している場合

※反社会的勢力には保証の取扱いができません。

不当な資金源獲得活動の温床となりかねない取引を根絶し、反社会的勢力との関係遮断ができるよう、信用保証委託契約等に反社会的勢力排除条項を盛り込んでおります。

責任共有制度

責任共有制度とは

信用保証協会と金融機関が適切な責任分担を図り、両者が連携して、中小企業者の事業意欲等を継続的に把握しながら、経営支援や再生支援といった中小企業者に対する適切な支援を行うことを目的とした制度です。

なお、セーフティネット保証や小規模事業者・創業者などを対象とした、責任共有対象外の保証制度もあります。

責任共有制度の詳細

具体的な方式	<p>金融機関がリスクを負担する方式は、「部分保証方式」と「負担金方式」があります。(金融機関が選択します)</p> <p>①部分保証方式 金融機関が融資する額の一定割合を保証する方式</p> <p>②負担金方式 金融機関の過去の保証利用実績(保証債務平均残高や代位弁済率等実績)に基づき一定の負担金を支払う方式</p>
金融機関の負担割合	金融機関の負担割合は20%
対象除外制度	<p>次の制度については対象除外となっております。</p> <p>①経営安定関連保証(セーフティネット保証)1号~4号および6号 ②災害関連保証 ③創業関連保証、創業等関連保証 ④特別小口保険に係る保証 ⑤事業再生保証 ⑥小口零細企業保証(県・市町村の小口資金など) ⑦求償権消滅保証 ⑧中堅企業特別保証 ⑨東日本大震災復興緊急保証 ⑩経営力強化保証(責任共有制度対象外の保証付既存借入金を既存残高の範囲内で借換する場合) ⑪事業再生計画実施関連保証(責任共有制度対象外の保証付既存借入金を既存残高の範囲内で借換する場合) ⑫危機関連保証</p>

<責任共有制度における金融機関の負担部分イメージ図>

①部分保証方式

保証時点

80%
保証部分20%
非保証部分

代位弁済時点

80%
信用保証協会からの代位弁済額20%
プロパー分

②負担金方式

保証時点

100%
保証部分

代位弁済時点

100%
信用保証協会からの代位弁済額20%
負担金

金融機関は80%の保証部分について、信用保証協会から代位弁済を受けますが、残りの20%については、金融機関の負担となります。

金融機関は100%信用保証協会から代位弁済を受けますが、事後的に約20%の負担金を信用保証協会に支払うこととなります。

信用保証料

信用保証料

基準となる料率は中小企業者の経営状況に応じ、責任共有制度の対象となる場合では年0.45～1.90%の範囲内で次のとおりです。

県制度資金については、県で保証料の一部又は全額補給を実施しています。また、市町村制度については、各市町村で保証料の全額補給を実施しています。

信用保証料率表 (%)

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
責任共有保証料率 (下段は特殊料率)	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
	1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39
責任共有対象外保証料率 (下段は特殊料率)	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50
	1.87	1.70	1.53	1.36	1.15	0.94	0.77	0.60	0.43

信用保証料決定のプロセス

- ① 決算データについて、中小企業信用リスク情報データベース（略称CRD）のスコアリングモデルに基づいて評価します。
- ② 評価結果に応じて基準となる料率を決定します。
- ③ 会計参与を設置している場合は中小企業会計割引として0.1%を、担保を提供いただいた場合は有担保割引として0.1%をそれぞれ割引し、最終的な保証料率となります。
 - ※ 上記表の特殊料率とは、「カードローン根保証」「当座貸越根保証」「手形割引根保証」を利用する場合の料率です。
 - ※ CRDは、中小企業庁が中心となって中小企業金融の円滑化を目的に設立された中小企業を対象とした日本最大の信用情報データベースです。
 - ※ 貸借対照表を作成していない個人事業者または決算データの無い創業者については、一律1.15%（責任共有対象外の場合1.35%）の保証料率が適用されます。

信用保証料の計算方法

<一括返済の場合>

$$\text{信用保証料} = \text{借入金額} \times \text{保証期間(月数)} \div 12 \times \text{保証料率}$$

<分割返済の場合>

$$\text{信用保証料} = \text{借入金額} \times \text{保証期間(月数)} \div 12 \times \text{保証料率} \times \text{分割返済係数}$$

分割返済係数

返済回数	分割返済係数
2回 ～ 6回	0.70
7回 ～ 12回	0.65
13回 ～ 24回	0.60
25回以上	0.55

※不均等分割返済、据置金額がある場合等は別途計算が必要となります。

信用保証協会
とは、
プロフィール

秋田県信用
保証協会
役員・組織図

信用補完
制度について

信用保証の
利用について

責任共有制度

信用保証料

主な保証制度
(秋田県制度)

主な保証制度
(国制度・協会制度)

主な保証制度
(市町村制度)

企業支援の
ための
取り組み

新型コロナウイルス
感染症に関する
取り組み

令和2年度
業務実績

令和2年度
決算報告

第6次中期
事業計画に
ついて

令和3年度
経営計画に
ついて

個人情報の
保護について

コンプライアンス
について

主な保証制度一覧 (秋田県制度)

制度名	略称	借入限度額	保証期間	借入利率 (%) ※①	保証料率 (企業負担、%)		
中小企業振興資金	一般資金	振興固定	運転設備 7年 10年	1.95	1.55以内 (※②)		
		振興変動	運転設備 10年 15年	1.70 (※⑥)			
	小規模事業振興資金	マル小 ICT導入支援枠	(県小口と合算で) 2,000万円	運転設備 7年 10年		1.95	
				運転設備 10年 15年		1.55	
	流動資産融資保証	県 A B L	1億円	1年 (更新可)		1.60	0.68以内
中小企業災害復旧資金	災害復旧	3,000万円	10年	1.35	0		
経営安定資金	経営安定資金	通常枠	10年	受注減	1.55以内 (※②)		
				連倒	1.55以内 (※③)		
				消費税	1.55以内 (※②)		
	経営力強化枠	2億円	運転設備 5年 7年	1.55	1.40以内		
		借換枠	2億8千万円	10年	1.40	1.55以内	
		特別改善枠	8,000万円 5,000万円	12年	1.95	1.55以内 (※②)	
秋田県の特別保証制度	事業革新資金	新事業事業革新	1億円	10年	1.30	0.60以内	
	再生可能エネルギー設備資金	エネルギー設備	2億円	15年	1.30	1.07以内	
	再生可能エネルギー導入支援資金	エネルギー支援	2億8千万円			1.55以内 (※④)	
	中小企業連携支援資金	グループ連携	5,000万円	10年	1.30	0.60以内	
	秋田県事業承継資金	県事業承継	1億円 (※⑦)	10年	1.30 (後継者育成塾受講者、所定の機関から支援を受けた方は1.10%)	0.60以内 (※⑤)	
	秋田県事業承継資金融資特別保証	バトンタッチ	2億円	10年	1.30 (経営者保証コーディネーターの確認を受けた方は1.10%)	0.60以内 (経営者保証コーディネーターの確認を受けた方は0%)	
	秋田県経営承継借換資金融資保証	県経営承継	2億円	10年	1.30 (経営者保証コーディネーターの確認を受けた方は1.10%)	0.60以内 (経営者保証コーディネーターの確認を受けた方は0%)	
	中小企業アグリサポート資金	県アグリ	2,500万円	10年	1.55	0.60以内	
	責任共有制度の対象除外資金	秋田県小口零細企業保証	県小口	(小規模と合算で) 2,000万円	運転設備 7年 10年	1.75	0.50以内
		秋田県創業支援資金	県創業関連 県創業等関連	3,500万円 (※⑧)	10年	1.30 (創業塾受講者、県内移住後3年以内の方は1.10%)	0.60以内
女性・若者支援枠							2,500万円 (※⑧)
秋田県再建企業特別融資資金	県再起	2,000万円 (※⑨)	10年	金融機関所定	0.70以内		
秋田県の特別保証制度	新型コロナウイルス感染症対策資金	県コロナ対策	5,000万円	10年	1.35※⑩	1.40以内※⑪	
		県危機関連コロナ	5,000万円	10年	1.15	0	

※① 責任共有制度対象の秋田県制度にセーフティネット保証の1号～4号および6号認定を併用する場合の借入利率は、上記の表から▲0.2ポイントとなります。(県ABL、借換枠、工合0.76%となります。 ※③ セーフティネット保証を併用する場合の保証料率は、1号～4号および6号認定の場合0.50%、5号・7号認定の場合0.45%となります。 ※④ セーフティネット保証を併用後の料率は各金融機関の基準金利の変更に伴い変動します。詳しくはお取扱いの金融機関窓口へお問い合わせ下さい。 ※⑦ 事業承継に伴い、事業活動に支障が生じている場合がございます。詳しくはお問い合わせください。 ※⑩ セーフティネット保証4号認定を併用する場合は、▲0.2ポイントとなります。 ※⑪ セーフティネット保証を併用する場合の保

当協会では、中小企業の皆様の様々な資金需要に対応した各種の保証制度を用意しております。
連帯保証人は、原則として、法人の場合は代表者のみ、個人の場合は不要です。

令和3年4月1日現在

担 保	取扱金融機関	備 考
必要に応じ		<p>借入から完済まで借入利率が一定となります。</p> <p>借入期間中、金融情勢に応じ借入利率が変動します。</p> <p>経済産業省認定の「健康経営優良法人」、厚生労働省認定の「ユースエール」、「えるぼし」、「くるみん」、「プラチナくるみん」、「秋田県健康経営優良法人（秋田県認定）」のいずれかを取得している企業が対象となります。</p> <p>従業員数20名以下（商業、サービス業は5名以下）の小規模企業者の方が対象です。経営の向上、改善、問題解決のために必要な専門家派遣の申請が可能です。</p>
在庫または売掛債権のみ		<p>在庫、売掛債権を担保として活用し、低利で事業資金を調達できます。</p>
原則不要		<p>災害によって事務所棟が罹災した企業が対象となります。（市町村の罹災証明が必要です。）</p> <p>この制度は商工会等の認定を受けた方がご利用いただけます。主な認定要件は次の通りです。 ① 直近3ヵ月間、直近6ヵ月間、今後3ヵ月間の何れかの期間における売上高等が、前年同期比で5%以上減少した、または減少する見込みにあること。 ② 直近決算において赤字を計上</p> <p>倒産企業に対して50万円以上の売掛債権等を有す企業が対象です。</p> <p>令和元年10月1日の消費税増税後の直近3ヵ月間の受注高又は売上高が、前年同期に比べて減少していることについて商工会等の認定を受けた方がご利用いただけます。</p> <p>外部の専門家のサポートを受けながら経営力強化に取り組まれる場合に、保証料率の引き下げを行い支援します。</p> <p>既存の緊急経済対策枠及び23年地震資金の集約を行い、資金繰りの円滑化を支援します。</p> <p>中小企業再生支援協議会の支援を受け事業再生に取り組む企業が対象です。</p> <p>商工調停士から事業再生計画についての指導を受け、商工会等の推薦を受けた企業が対象です。</p>
必要に応じ	<p>秋田銀行 北都銀行 秋田信用金庫 羽後信用金庫 秋田県信用組合 みずほ銀行 三菱UFJ銀行</p>	<p>この制度は商工会等の認定を受けた方がご利用いただけます。主な認定要件は次のとおりです。 ① 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に基づく経営革新計画の行政承認を受けた企業 ② 県のあきた企業応援ファンド事業、あきた農商工応援ファンド事業及び企業競争力支援事業の事業計画の認定を受けた方 ③ 事業転換、事業多角化による事業展開を図ろうとする方 ④ 新市場（海外を含む）進出による事業展開を図ろうとする方</p>
必要に応じ	<p>青森銀行 みちのく銀行 七十七銀行 東北銀行</p>	<p>発電事業を行う方が太陽光、風力、水力、地熱発電設備を設置するのに要する資金を支援します。</p> <p>発電事業を行う方の必要資金を支援します。</p>
必要に応じ	<p>岩手銀行 北日本銀行</p>	<p>異なる二者以上の中小企業が連携して商品開発等を行う場合に対象となります。</p>
必要に応じ	<p>山形銀行 荘内銀行 きらやか銀行 商工組合中央金庫 あすか信用組合</p>	<p>次の何れかの方が対象です。 ① 破産、民事再生、会社更生、特別清算の開始や金融機関の取引停止処分となった企業から営業譲渡を受けて当該事業を行う方 ② 事業の一部又は全部を取りやめる企業から営業譲渡を受けて当該事業を行う方 ③ 事業承継により従業員等が代表となった法人（新代表が旧代表の三親等以内の親族である場合を除く。） ④ 事業承継により事業活動の継続に支障が生じていることについて秋田県知事の認定を受けた方</p> <p>事業承継の段階における資金調達にあたり、一定の要件を満たす県内中小企業者については経営者を含めて保証人を不要とすることができ、また、既存の経営者保証ありの借入金を借り換えることも可能です。秋田県事業承継・引継ぎ支援センターが雇用する経営者保証コーディネーターから事業の承継に係る計画及び財務内容その他の経営の状況の確認を受けた場合、借入利率と保証料率を引き下げます。</p> <p>経営承継を予定している会社であって、一定の要件を満たすことについて知事の認定を受けた県内中小企業について、その会社の経営者が経営者保証を提供している債務を、経営者保証が不要とする融資に借り換えることで、経営者保証の解除を行います。秋田県事業承継・引継ぎ支援センターが雇用する経営者保証コーディネーターから事業の承継に係る計画及び財務内容その他の経営の状況の確認を受けた場合、借入利率と保証料率の引き下げます。</p>
原則不要		<p>農林水産業に進出している方、及びその計画を有する方が対象です。（農業法人など、農業のみを行っている方および個人の方を除く）</p> <p>従業員20名（商業・サービス業は5名）以下の小規模企業者で新しい借入申込金額を含んだ保証協会の利用残高が2,000万円以内となる方が対象です。</p>
不要		<p>これから事業を開始する方及び事業を開始した日以後5年を経過していない方、分社化を行う方が対象です。</p> <p>上記に加え、女性または35歳未満の方が対象です。</p>
不要		<p>過去に経営状況の悪化により事業を廃業した経験があり、その廃業の日から5年以内に新たに創業する方が対象です。</p>
必要に応じ		<p>法的な再建手続により事業再生に取り組む方が対象です。</p>
原則不要	<p>秋田銀行 北都銀行 秋田信用金庫 羽後信用金庫 秋田県信用組合 みずほ銀行 三菱UFJ銀行 青森銀行 みちのく銀行 七十七銀行 東北銀行 岩手銀行 北日本銀行 山形銀行 荘内銀行 きらやか銀行 商工組合中央金庫 あすか信用組合</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和2年1月以降の直近3ヵ月間の受注高又は売上高が、前年同期に比べて減少している方が対象です。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響を受け、中小企業信用保険法第2条第6項（危機関連保証）の規定により経営の安定に支障を生じていることについて市町村長の認定を受けた方が対象です。</p>

エネルギー設備、エネルギー支援、グループ連携、県アグリを除く）※② セーフティネット保証を併用する場合の保証料率は、1号～4号および6号認定の場合0.8%、5号・7号認定の場合0.5%、7号認定を併用する場合の保証料率は、0.76%となります。 ※③ セーフティネット1号～4号および6号認定を併用する場合の保証料率は、0.70%となります。 ※④ とについて秋田県知事の認定を受けた方は2億円 ※⑤ 2,000万円を超えるお申込みについては2口のお借り入れとなります。 ※⑥ 創業支援資金をお使いの方は別途限度額の定め保証料率は4号認定の場合0.68%、5号認定の場合0.56%となります。

信用保証協会
とは
プロフィール
秋田県信用保証協会
役員組織図

信用補充
制度について

信用保証の
利用について

責任共有制度

信用保証料

主な保証制度
（秋田県制度）

主な保証制度
（国制度・協会制度）

主な保証制度
（市町村制度）

企業支援の
ための
取り組み

新型コロナウイルス
感染症に関する
取り組み

令和2年度
業務実績

令和2年度
決算報告

第6次中期
事業計画に
ついて

令和3年度
経営計画に
ついて

個人情報
の保護
について

コンプライアンス
について

主な保証制度一覧 (国制度・協会制度)

制度名	略称	借入限度額	保証期間	借入利率 (%)	保証料率 (企業負担、%)
国・保証協会の特別保証制度	継続型短期融資保証	100万円以上 5,000千万円以内	1年 (ただし、5回まで更新可能)	1.5以内	1.80以内
	経営相談付長期設備資金	2,000万円以上 2億8千万円以内	20年		
	当座貸越根保証	当 貸	2億8千万円	2年 (更新可)	1.62以内
	事業者カードローン	カ ー ド	2,000万円		
	小規模企業者カードローン	カ ー ド mini	一般枠：300万円 創業者枠：100万円	運転 10年 設備 15年	1.90以内
	経営承継関連保証	経 営 承 継	2億8千万円		
	特定経営承継関連保証	特定経営承継	2億8千万円		
	経営承継準備関連保証	経営承継準備	2億8千万円		
	特定経営承継準備関連保証	特定経営承継準備	2億8千万円		
	事業承継特別保証	承 継 特 別	2億8千万円	10年	金融機関所定
	経営承継借換関連保証	承 継 借 換	2億8千万円		
	税理士推薦特別保証	税 理 士 推 薦	2,000万円 (直近における 平均月商の 3カ月の範囲内)		
	伴走支援型特別保証	伴 走 特 別	4,000万円		
	事業再生計画実施関連保証 (感染症対応型)	改 善 サ ポ 感 染	2億8,000万円	15年	0.20
流動資産担保融資保証	流 動 資 産	2億円	1年 (更新可)	0.68以内	

伴走支援型特別保証

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業者への資金調達を行うにあたり、経営に係る現況・課題を克服するための取組事項などを盛り込んだ「経営行動計画書」を作成し、金融機関が継続的な伴走支援を行うことで、中小企業者の経営の安定や生産性等の向上を図るための制度です。

本制度の特徴

- 国から一部信用保証料の補助が受けられます。
- 金融機関は、原則として四半期に一回、経営の状況を確認するとともに、中小企業者から計画の実行状況等の報告が必要です。

以下の要件に該当する方がご利用できます。

- ☑利用要件チェック
- ①新型コロナウイルス感染症の影響を受けており、売上減少率が15%以上であることについて市町村の認定を受けた方
- ②経営行動計画書に基づき、金融機関及び保証協会に対して計画の実行状況等を報告すること

借入限度額	4,000万円
保証期間	10年以内 (据置期間5年以内)
借入利率	金融機関所定利率
保証料率	0.20%
資金使途	経営の安定に必要な運転資金・設備資金

事業再生計画実施関連保証 (感染症対応型)

新型コロナウイルス感染症の影響により業況が悪化する中、認定支援機関の指導又は助言を受けて作成した「事業再生計画」に基づき、事業再生を行う中小企業者への資金調達が支援することにより、中小企業者の活力の再生を図るための制度です。

本制度の特徴

- 国から一部信用保証料の補助が受けられます。
- 金融機関は、原則として四半期に一回、経営の状況を確認するとともに、中小企業者から計画の実行状況等の報告が必要です。

以下の要件に該当する方がご利用できます。

- ☑利用要件チェック
- ①認定支援機関の指導又は助言を受けて作成した事業再生計画に従って、事業再生を行う方
- ②事業再生計画に基づき、金融機関及び保証協会に対して計画の実行状況等を報告すること

借入限度額	2億8,000万円
保証期間	15年以内 (据置期間5年以内)
借入利率	金融機関所定利率
保証料率	0.20%
資金使途	事業再生の計画の実施に必要な運転資金・設備資金

当協会では、中小企業の皆様の様々な資金需要に対応した各種の保証制度を用意しております。
連帯保証人は、原則として、法人の場合は代表者のみ、個人の場合は不要です。

令和3年4月1日現在

担保	取扱金融機関	備考
必要に応じ	約束手締結金融機関	経常運転資金の一部について短期資金を一定期間(概ね5年間)継続してご利用いただくことにより、ご利用期間内の安定した資金繰りを確保していただけます。
必要に応じ		設備投資や事業拡大を行う場合に、低利・長期の資金調達を可能にするとともに、外部の専門家を派遣しサポートを行います。
保証金額5千万円までは原則不要	秋田銀行、北都銀行、秋田信金、羽後信金、秋田県信組(当貸、特定社債除く)、みずほ銀行、三菱UFJ銀行(特定社債のみ)、青森銀行、みちのく銀行、荘内銀行、山形銀行、岩手銀行(カード、カードmini除く)、東北銀行、七十七銀行、きらやか銀行、北日本銀行(特定社債除く)、商工中金(カード、カードmini除く)、かづの農協(当貸のみ)	予め当座貸越枠を設定することで、事業資金を反復継続的に安定して調達できます。
原則不要		金融機関のATMやファームバンキングを使ってタイムリーに資金調達できます。
原則不要		従業員数20名以下(商業、サービス業は5名以下)の小規模企業者の方のタイムリーな資金調度を支援します。
必要に応じ	約束手締結金融機関	事業承継に伴い、会社または個人である中小企業者が株式や事業用資産の取得資金を調達できます。(会社または個人である中小企業者による自社株式等取得資金など)
必要に応じ		事業承継に伴い、新たな代表者が株式や事業用資産の取得資金を調達できます。(前代表者が所有する株式等取得資金など)
		他の中小企業者が事業承継を行うため、当該承継に不可欠な株式や事業用資産の取得資金を調達できます。(M&Aによる株式等取得資金など)
		事業を営んでいない個人が経営承継を行うため、当該承継に不可欠な株式や事業用資産の取得資金を調達できます。(代表権を持たない役員、従業員、親族内外、第三者による株式等取得資金など)
		事業承継の段階における資金調達にあたり、一定の要件を満たす中小企業者については経営者を含めて保証人を不要とすることができます。事業承継・引継ぎ支援センターが雇用する経営者保証コーディネーターから事業承継に係る計画及び財務内容その他の経営の状況の確認を受けた場合、保証料率を引き下げます。また、既存の経営者保証ありの借入金についても借り換えできます。
		経営承継を予定している会社であって、一定の要件を満たすことについて知事の認定を受けた中小企業者について、その会社の経営者が経営者保証を提供している債務を、経営者保証が不要とする融資に借り換えることで、経営者保証の解除を行います。事業引継ぎ支援センターが雇用する経営者保証コーディネーターから事業承継に係る計画及び財務内容その他の経営の状況の確認を受けた場合、保証料を引下げます。
原則不要	東北税理士会秋田県支部連合会に所属する税理士及び税理士法人与自然と顧問契約を締結している中小企業者であって、当該税理士等の推薦を受けた方の資金調度を支援します。	
必要に応じ	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者の資金繰り円滑化を図ると共に、金融機関が中小企業者に対して継続的な件走型での支援を実施することにより、中小企業者の経営の安定や生産性等の向上を支援します。	
在庫または売掛債権のみ	新型コロナウイルス感染症の影響等により業況が悪化する中、早期の事業再生に向けた取り組みを促すため、認定支援機関の指導又は助言を受けて作成した事業再生の計画等に従って事業再生を行う中小企業者の資金調度を支援します。	
	在庫や取引先に対して有する売掛債権を担保として活用し、事業資金を調達できます。	

信用保証協会
とは、
プロファイル
秋田県信用保証協会
役員・組織図
信用補完
制度について
信用保証の
利用について
責任共有制度
信用保証料
主な保証制度
(秋田県制度)
主な保証制度
(国制度・協制度)
主な保証制度
(市町村制度)
企業支援の
ための
取り組み
新型コロナウイルス
感染症に関する
取り組み
令和2年度
業務実績
令和2年度
決算報告
第6次中期
経営計画に
ついて
令和3年度
経営計画に
ついて
個人情報
保護について
コンプライアンス

秋田県事業承継資金融資特別保証「バトンタッチ」

事業承継の段階における資金調達にあたり、一定の財務要件を満たす中小企業者については経営者を含めて保証人を不要とすることができます。また、事業承継に係る計画及び財務内容等の経営状況について経営者保証コーディネーターの確認を受けた場合は、借入利率及び保証料率が優遇されます。

本制度の特徴

- 経営者保証を不要とすることができる。
- 既存の借入金(経営者保証あり)について、本制度(経営者保証なし)で借り換えが可能。

以下の要件に該当する方がご利用できます。

- ☑利用要件チェック
- ①これら事業承継を予定している方又は令和2年1月以降に事業承継し、3年経過していない方
- ②資産超過、返済緩和している借入金がない、法人と経営者の分離がなされている、EBITDA有利子負債倍率10倍以内であること

借入限度額	2億円
保証期間	10年以内(据置期間1年以内)
借入利率	1.30% (経営者保証コーディネーターの確認を受けた場合、1.10%)
保証料率	0.60%以内 (経営者保証コーディネーターの確認を受けた場合、0%)
資金使途	事業承継時までに必要な資金 既存の借入金返済資金 ※ただし、事業承継済みの方は、事業承継前の既存の借入金返済資金に限る。

秋田県危機関連融資保証

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている県内中小企業者について、信用保証料を全額負担するなど秋田県独自の支援を行い、中小企業者の経営の安定を図るための制度です。

本制度の特徴

- 秋田県経営安定資金とは別枠です。
- 秋田県から信用保証料の補助が受けられ、他の制度よりも更に低利で借入できます。

以下の要件に該当する方がご利用できます。

- ☑利用要件チェック
- ①新型コロナウイルス感染症の影響により売上減少率が15%以上であることについて市町村の認定を受けている方
- ②半期ごとに金融機関のモニタリングを受け、業況などについて報告すること

借入限度額	5,000万円
保証期間	10年以内(据置期間2年以内)
借入利率	1.15%
保証料率	0% (全額県補助)
資金使途	経営の安定に必要な運転資金・設備資金

主な保証制度一覧 (市町村制度)

令和3年4月1日現在

① 一般資金 (原則として、責任共有制度の対象となります)

市町村名	略称	資金使途	借入限度額	借入期間	借入金利 (%)
秋田市	マル市	運転・設備	3,000万円	10年	1.75
秋田市	マル市		1,500万円		
男鹿市	マル男		2,000万円		
湯上町	マルK		1,000万円		
五城目町	マル五		1,000万円		
八郎潟町	マル八	1,000万円	10年	1.75	
井川町	マル井	1,000万円			
大潟村	マル潟	1,000万円			
大館市	マル大	2,000万円			
鹿角市	マル鹿	2,000万円			
北秋田市	マル北	1,500万円	10年	1.75	
小坂町	マル坂	1,000万円			
上小阿仁村	マル上	1,000万円			
能代市	マル能	運転・設備	2,000万円	10年	1.75
八峰町	マル樫		1,000万円		
三種町	マル三		2,000万円		
藤里町	マル藤		1,000万円		
由利本荘市	マル荘	運転・設備	2,000万円	7年	1.95
にかほ市	マルに		2,000万円	10年	
大仙市	マル仙	運転・設備	2,000万円	10年	1.75
北仙市	マルセ		2,000万円		
美郷町	マル美		1,500万円		
横手市	マル横	運転・設備	2,000万円	10年	1.75
湯沢市	マルゆ		2,000万円		
羽後町	マル羽		2,000万円		
東成瀬村	マル東	運転	1,000万円	10年	1.75
		設備	2,000万円		

② 小規模事業者向けの資金

- これらの制度は『責任共有制度』の対象から除外されており、100%保証となります。
- 従業員数20名以下(商業・サービス業の場合は5名以下)で、既存の保証付借入残高と新しい借入金額との合計が、2,000万円以内となる小規模事業者の方が対象となります。

市町村名	略称	資金使途	借入限度額	借入期間	借入金利 (%)
秋田市	マル市小	運転・設備	2,000万円	10年	1.55
秋田市	マル男小		1,500万円		
湯上町	マルK小		1,250万円		
五城目町	マル五小		1,000万円		
八郎潟町	マル八小		1,000万円		
井川町	マル井小	1,000万円	10年	1.55	
大潟村	マル潟小	1,000万円			
大館市	マル大小	1,250万円			
鹿角市	マル鹿小	2,000万円			
能代市	マル能小	2,000万円			
八峰町	マル樫小	1,000万円	10年	1.55	
三種町	マル三小	2,000万円			
藤里町	マル藤小	1,000万円			
由利本荘市	マル荘小	運転・設備	2,000万円	7年	1.75
にかほ市	マルに小		2,000万円	10年	
大仙市	マル仙小	運転・設備	1,250万円	10年	1.55
北仙市	マルセ小		1,250万円		
美郷町	マル美小		1,250万円		
横手市	マル横小	運転・設備	1,250万円	10年	1.55
湯沢市	マルゆ小		2,000万円		
東成瀬村	マル東小		1,000万円		
		設備	2,000万円		

③ 創業者向けの資金

- これらの制度は『責任共有制度』の対象から除外されており、100%保証となります。
- 不動産取得に係る資金は対象外となります。(秋田市を除く)

市町村名	略称	資金使途	借入限度額	借入期間	借入金利 (%)
秋田市	マル市創	運転・設備	2,000万円	10年	1.55 (1.75)
秋田市	マル無		500万円		
男鹿市	マル男創		1,000万円		
五城目町	マル五創		1,000万円		
八郎潟町	マル八創		1,000万円		
井川町	マル井創		1,000万円		
大館市	マル大創	運転・設備	1,000万円	10年	1.55
鹿角市	マル鹿創		1,000万円		
小坂町	マル坂創		1,000万円		
能代市	マル能創	運転・設備	1,000万円	10年	1.55
八峰町	マル樫創		1,000万円		
三種町	マル三創		2,000万円		
藤里町	マル藤創		1,000万円		
にかほ市	マルに創	運転・設備	1,000万円	10年	1.75
大仙市	マル仙創	運転・設備	1,000万円	10年	1.55
北仙市	マルセ創		1,000万円		
美郷町	マル美創		1,000万円		
横手市	マル横創	運転・設備	1,000万円	10年	1.55

- 各市町村の特別保証制度は、市町村税を完納している方が対象となります。
- 担保は必要に応じて提供いただくこともございます。(各小口制度および創業制度は原則無担保となっております。)
- 保証料は各市町村で全額補給しております。
- 各制度は併用することもできますが、利用限度額は各制度合算で一般資金の限度額となる等、市町村ごとに一定の制限がございますので、詳しくは協会各窓口までご照会下さい。

企業支援のための取り組み

専門家派遣事業

お客様が「強み」を伸ばし、また課題を解決するためのお手伝いとして、マーケティングや情報システム化、税務・会計など様々な分野の専門家を派遣しております。派遣に係る費用は当協会が負担いたしますので、お客様には無料※でご利用いただけます。令和2年度は52企業からご利用いただきました。

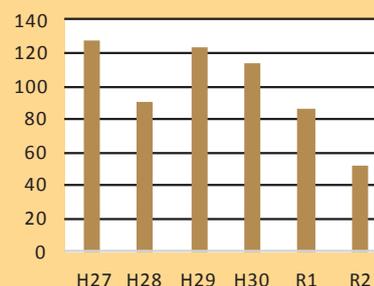
ご利用いただいたお客様からは、「財務内容の改善」「役職員の知識・技術力の向上」「売上や利益の増加」などの効果があったと報告を受けており、事業の成長につながる活用が図られています。

※派遣回数を超えた分の費用は、お客様の負担となる場合があります。

対象	当協会をご利用中の方・これからご利用される方 (原則年1回専門家派遣事業のご利用が可能です。)
派遣回数	最大5回
謝金	専門家への謝金は当協会が負担します
旅費・宿泊費	専門家の旅費・宿泊費は当協会が負担します (ただし、金額に上限があります)
派遣先企業数	100社(予定)



利用企業者数推移 (社/者)



経営診断サービスの提供

当協会を利用されているお客様の経営改善活動をサポートするため、一般社団法人CRD協会が提供している経営分析ツールの中小企業経営診断システム(Management consulting Support System/略称:McSS)によって得られた財務分析などの総合評価結果診断書を無料で提供しています。(※法人企業限定)

McSSは、お客様の財務状況について評価し、蓄積された全国データを比較した信用力の「位置づけ」と、財務面の「強み・弱み」を表示する「財務診断ツール」であり、令和2年度は347企業に資料を提供しました。



信用保証協会
とは、
プロフィール

秋田県信用
保証協会
役員・組織図

信用補充
制度について

信用保証の
利用について

責任共有制度

信用保証料

主な保証制度
(秋田県制度)

主な保証制度
(国制度・協会制度)

主な保証制度
(市町村制度)

企業支援の
ための
取り組み

新型コロナウイルス
感染症に関する
取り組み

令和2年度
業務実績

令和2年度
決算報告

第6次中期
事業計画に
ついて

令和3年度
経営計画に
ついて

個人情報の
保護について

コンプライアンス
について

創業支援

創業を計画している方や創業後間もない方を対象に、当協会の創業支援担当職員が、創業前から事業が安定するまで一貫した支援を行います。

令和2年度の創業者向け保証制度の実績は利用企業者202社、保証承諾額1,048百万円となりました。

◆企業訪問・フォローアップ

お客様を訪問し、創業後の状況やお悩みを共有し、お客様の課題解決に向けてサポートを行います。

令和2年10月に新型コロナウイルス感染症の影響を受けている創業者に対し、フォローアップの一環として325社にダイレクトメールを発送し、金融・経営相談に対応いたしました。

◆創業ガイドブックの作成・支援メニューの提供

創業のための準備、創業に関する保証制度や関係機関の補助金等の情報をご提供します。

◆起業塾への職員派遣

関係機関が主催する創業者向けのセミナー等に創業支援担当職員が出席し、創業者向け保証制度についてなど説明を行っております。

◆起業家交流会の開催

起業・創業に必要な情報提供を行うほか、不安感解消や人脈形成のお手伝いとして、企業者同士の交流の場をご提供します。



事業承継支援

経営者の高齢化、後継者不在による事業承継問題が深刻化していることから、事業承継をお考えのお客様に対して様々な支援を行います。

◆秋田県事業承継資金融資特別保証『バトンタッチ』の利用推進

円滑な事業承継を支援するため、一定の要件を満たす企業について、事業承継時の経営者保証を不要とする秋田県事業承継資金融資特別保証『バトンタッチ』を令和2年4月1日に創設し、令和2年度の実績は利用企業者9社、保証承諾額494百万円となりました。

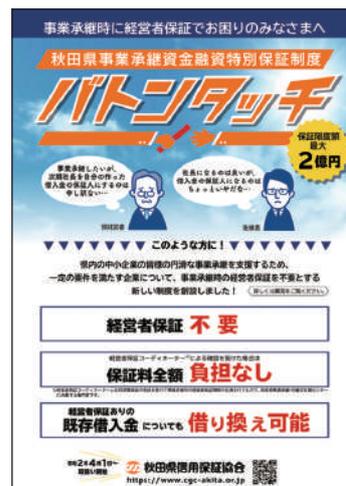
また、当協会の顧客データを基に、『バトンタッチ』の財務要件を満たす1,128企業に対してダイレクトメールを発送し、同制度の周知を行いました。

◆ニーズに応じた保証制度の利用

企業間買収（M&A）のための経営承継準備関連保証や従業員等による企業買収（EBO）など、様々な事業形態に応じてご利用できる特別保証制度をご用意しております。

◆関係機関との連携強化

金融機関と連携し、将来の事業存続に課題や悩みを抱えるお客様を訪問し、事業承継に向けた準備や、必要に応じて事業承継相談機関等へ斡旋を行います。



信用保証協会
とは
プロフィール

秋田県信用
保証協会
役員・組織図

信用補充
制度について

信用保証の
利用について

責任共有制度

信用保証料

主な保証制度
(秋田県制度)

主な保証制度
(国制度・協会制度)

主な保証制度
(市町村制度)

企業支援の
ための
取り組み

新型コロナウイルス
感染症に関する
取り組み

令和2年度
業務実績

令和2年度
決算報告

第6次中期
事業計画に
ついて

令和3年度
経営計画に
ついて

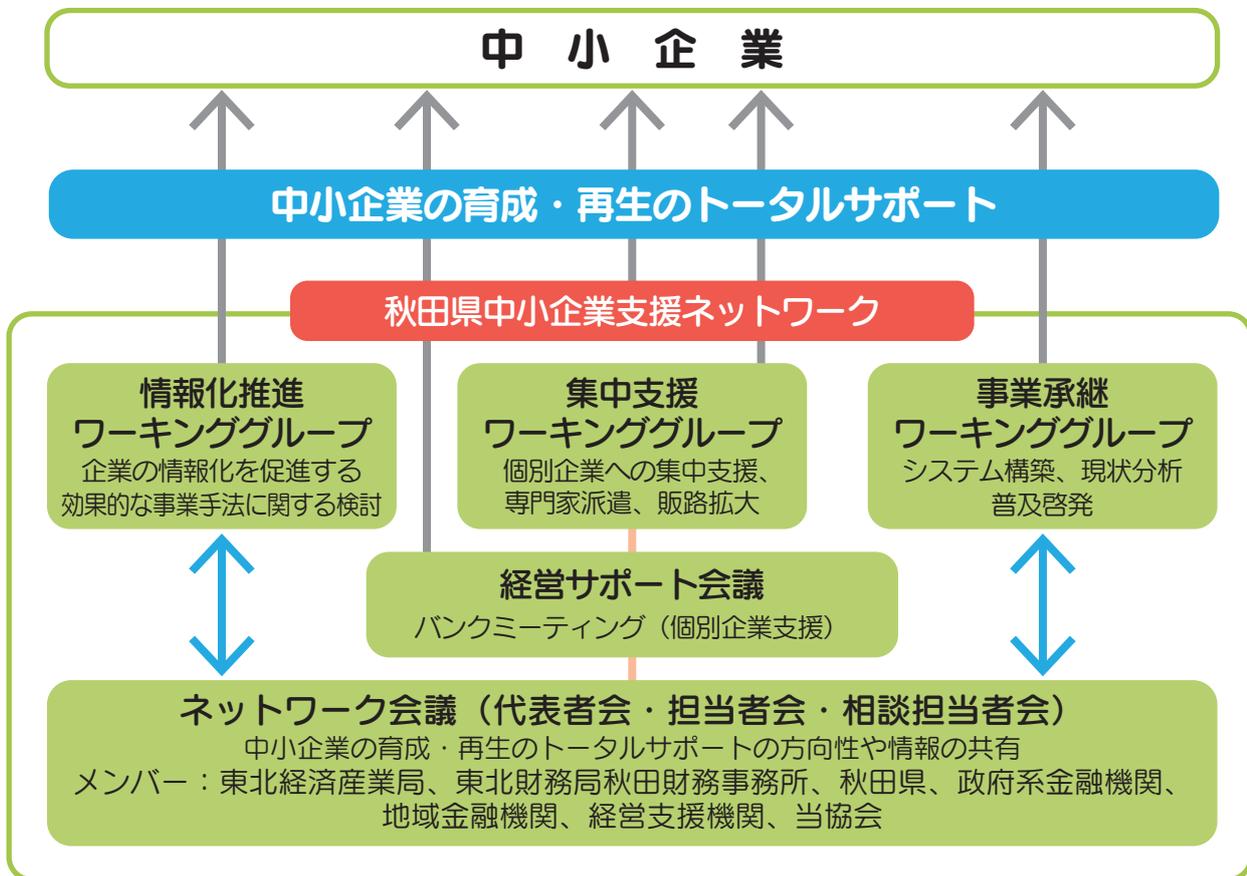
個人情報の
保護について

コンプライアンス
について

関係機関との連携

◆秋田県中小企業支援ネットワーク

中小企業の育成・再生のトータルサポートを行うため、秋田県・金融機関・経営支援機関等と「秋田県中小企業支援ネットワーク」を形成し、情報共有や個別企業の支援を行っています。



※集中支援ワーキンググループおよび経営サポート会議（バンクミーティング含む）については、当協会が事務局を担当しています。
 令和2年度開催回数 経営サポート会議 67回 集中支援ワーキンググループ会議 5企業支援

相談窓口メニュー

当協会では、下記の様々な相談窓口を設けて対応しております。お近くの協会窓口または当協会ホームページよりお気軽にご相談ください。
 （お近くの協会窓口は最終ページをご参照ください）

資金繰り 相談	金融機関 紹介相談	事業計画 経営計画 策定支援	経営診断 サービス	ICT・情報化	デザイン 知的財産	商談会 展示会
------------	--------------	----------------------	--------------	---------	--------------	------------

信用保証協会
とは、
プロフィール

秋田県信用
保証協会
役員・組織図

信用補完
制度について

信用保証の
利用について

責任共有制度

信用保証料

主な保証制度
（秋田県制度）

主な保証制度
（国制度・協会制度）

主な保証制度
（市町村制度）

企業支援の
ための
取り組み

新型コロナウイルス
感染症に関する
取り組み

令和2年度
業務実績

令和2年度
決算報告

第6次中期
事業計画に
ついて

令和3年度
経営計画に
ついて

個人情報
保護について

コンプライアンス
について

新型コロナウイルス感染症に関する取り組み

令和2年1月に発生した新型コロナウイルス感染症の影響を受けた県内の中小企業・小規模事業者の皆様への資金繰り支援として、経営安定関連保証（セーフティネット保証）、危機関連保証に加え、県・市町村と連携し、特別保証制度を創設しました。

令和2年5月には実質3年間無利子・無担保・最大で保証料全額負担無しとなる「秋田県新型コロナウイルス感染症対応融資保証」を創設し、経営に支障が生じている中小企業・小規模事業者の皆様への迅速な資金支援に全力で取り組みました。

□新型コロナウイルス感染症への取組み

令和2年1月29日	経営相談窓口の設置
令和2年3月2日	セーフティネット保証4号発動 (指定地域：47都道府県)
令和2年3月9日	秋田県経営安定資金新型コロナウイルス感染症対策枠【県コロナ枠】を創設
令和2年3月13日	危機関連保証発動
令和2年3月23日	秋田県危機関連融資保証制度【県危機関連】を創設
令和2年5月1日	秋田県新型コロナウイルス感染症対応融資保証制度【国無利子】 秋田県経営安定資金危機対策特別枠【県無利子】を創設 セーフティネット保証5号全業種指定
令和2年5月15日	信用保証対象業種の拡大
令和2年7月1日	国無利子、県無利子の借入限度額が3,000万円から4,000万円に引き上げ
令和2年12月23日	国無利子、県無利子の取扱期間が令和2年12月31日から令和3年3月31日まで延長
令和3年1月27日	国無利子、県無利子の借入限度額が4,000万円から6,000万円に引き上げ
令和3年2月19日	国無利子、県無利子の借換制限が緩和される

□令和2年度の新型コロナウイルス感染症対策資金の保証実績

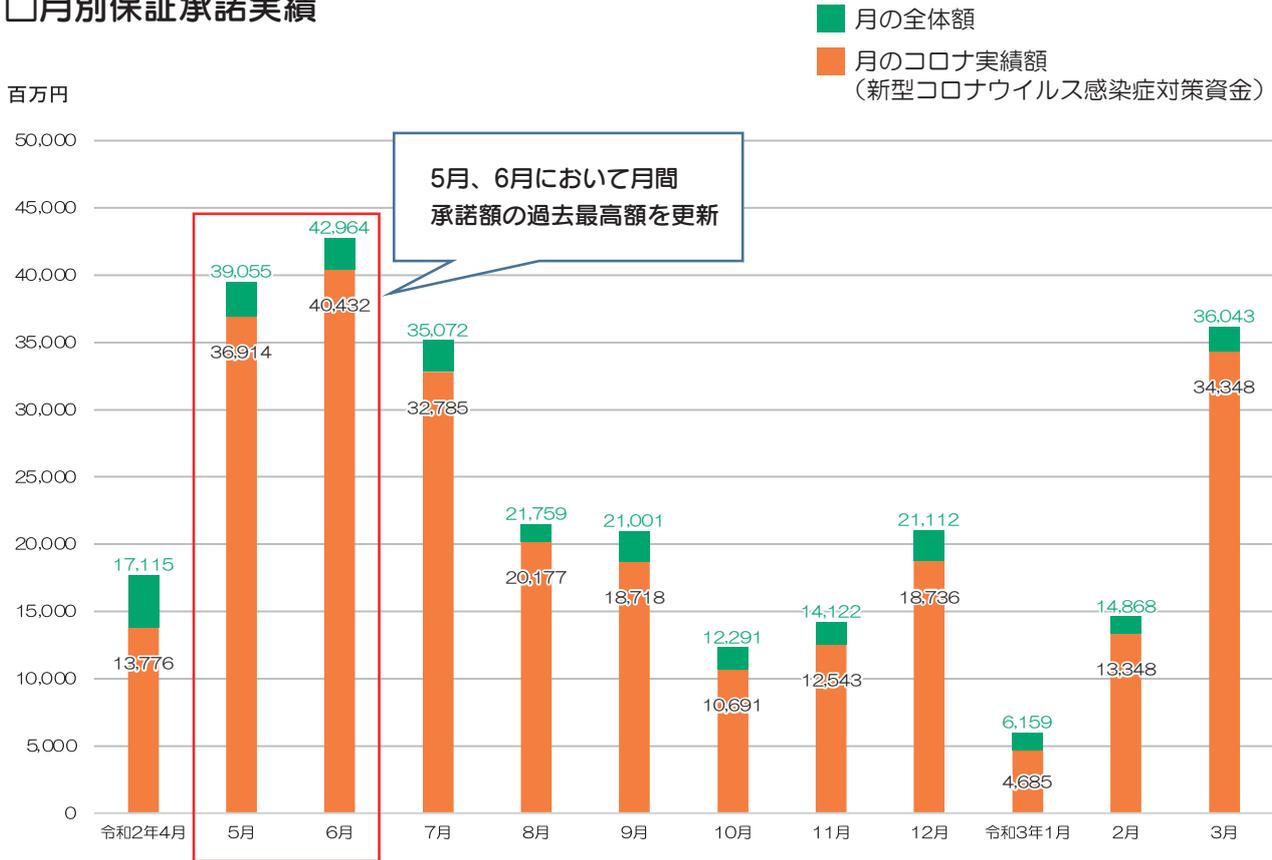
単位：件、百万円

制度名	承諾件数	承諾額
秋田県経営安定資金新型コロナウイルス感染症対策枠	154	3,742
秋田県危機関連融資	1,296	28,006
秋田県新型コロナウイルス感染症対応融資	13,071	189,584
秋田県経営安定資金危機対策特別枠	1,153	24,242
市町村制度（コロナ対策関連）	1,300	9,098
その他（セーフティネット保証、危機関連保証認定を利用したもの）	82	2,482
合計	17,056	257,154

令和2年度全体の保証承諾実績は承諾件数19,991件、承諾額2,815億62百万円となり、過去最高額だった平成10年度全体の保証承諾額1,709億円を大きく上回りました。

新型コロナウイルス感染症対策資金の保証承諾実績は、令和2年度全体の保証承諾実績の91.3%を占めております。

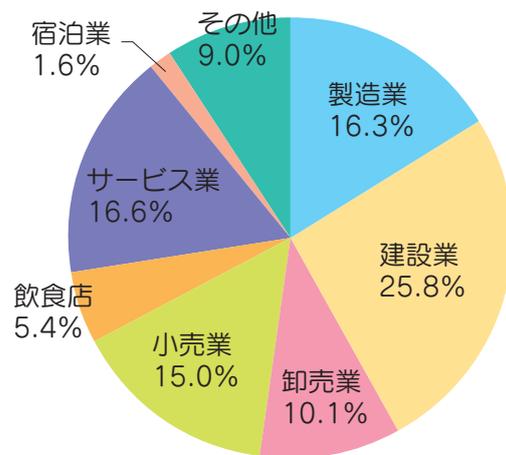
□月別保証承諾実績



令和2年5月に実質3年間無利子・無担保・最大で保証料全額負担無しとなる「秋田県新型コロナウイルス感染症対応融資保証」が創設され、5、6月の承諾実績は当協会の月間承諾額の過去最高額（平成10年11月384億円）を更新しました。

□新型コロナウイルス感染症対策資金の業種別保証実績

業種名	諾額 (百万円)
製造業	42,005
建設業	66,348
卸売業	26,094
小売業	38,665
飲食店	13,869
サービス業	42,807
宿泊業	4,098
合計	257,154



令和3年度においても、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上減少や資金繰りが厳しい状況である中小・小規模事業者の皆様への支援に全力で取り組んでまいります。

信用保証協会
とは、
プロフィール

秋田県信用
保証協会
役員・組織図

信用補充
制度について

信用保証の
利用について

責任共有制度

信用保証料

主な保証制度
(秋田県制度)

主な保証制度
(国制度・協会制度)

主な保証制度
(市町村制度)

企業支援の
ための
取り組み

新型コロナウイルス
感染症に関する
取り組み

令和2年度
業務実績

令和2年度
決算報告

第6次中期
事業計画に
ついて

令和3年度
経営計画に
ついて

個人情報の
保護について

コンプライアンス
について

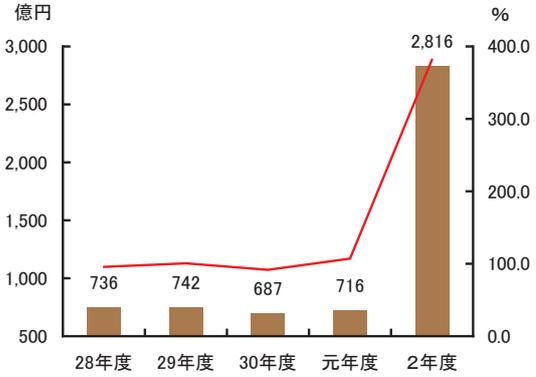
令和2年度業務実績

事業概況（過去5年間）

保証承諾

(単位:件、百万円、%)

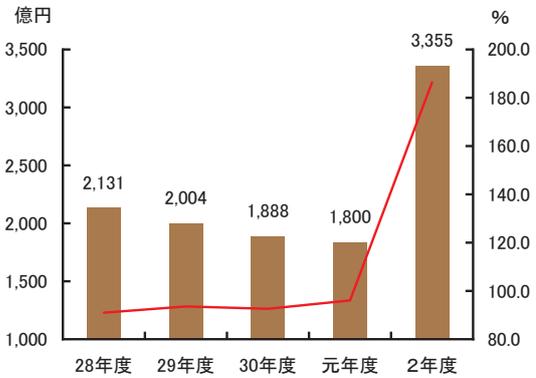
年度	件数	金額	前年比
28年度	8,262	73,639	99.1
29年度	8,109	74,179	100.7
30年度	8,345	68,689	92.6
元年度	7,877	71,630	104.3
2年度	19,991	281,562	393.1



保証残高

(単位:件、百万円、%)

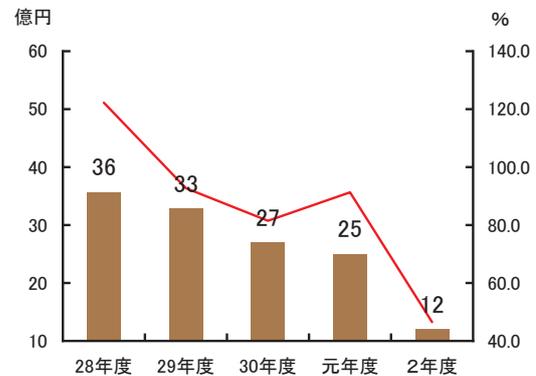
年度	件数	金額	前年比
28年度	28,269	213,101	91.9
29年度	27,652	200,370	94.0
30年度	26,656	186,788	93.2
元年度	26,032	180,044	96.4
2年度	31,747	335,499	186.3



代位弁済

(単位:件、百万円、%)

年度	件数	金額	前年比
28年度	401	3,604	123.8
29年度	419	3,314	92.0
30年度	332	2,737	82.6
元年度	362	2,507	91.6
2年度	157	1,158	46.2



保証利用企業数

(単位:企業、%)

年度	企業数	増減数	※利用度
28年度	13,628	-406	40.0
29年度	13,551	-77	38.6
30年度	13,357	-194	40.4
元年度	13,063	-294	39.5
2年度	15,183	2,120	45.9



※利用度:保証利用企業数÷中小企業者数
(2020年版中小企業白書付属統計資料)



信用保証協会
とは、
プロフィール

秋田県信用
保証協会
役員・組織図

信用補充
制度について

信用保証の
利用について

責任共有制度

信用保証料

主な保証制度
(秋田県制度)

主な保証制度
(国制度・協制度)

主な保証制度
(市町村制度)

企業支援の
ための
取り組み

新型コロナウイルス
感染症に関する
取り組み

令和2年度
業務実績

令和2年度
決算報告

第6次中期
事業計画に
ついて

令和3年度
経営計画に
ついて

個人情報の
保護について

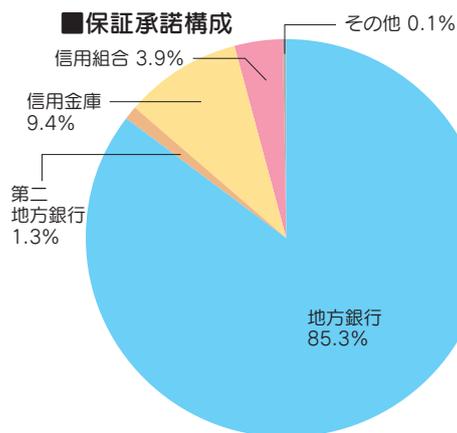
コンプライアンス
について

令和2年度金融機関別保証状況

保証承諾

(単位:件、百万円、%)

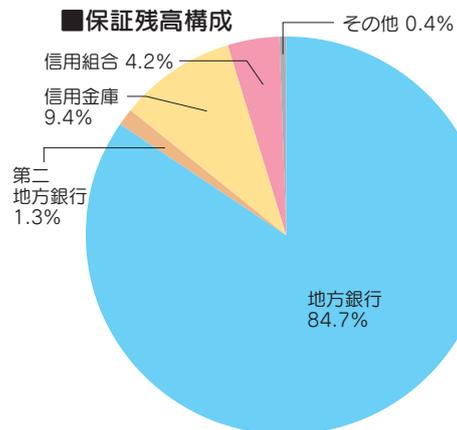
金融機関	項目	件数	金額	前年比
地方銀行		15,699	240,109	404.9
第二地方銀行		223	3,690	370.0
信用金庫		2,974	26,488	352.3
信用組合		1,085	11,014	322.0
その他		10	261	67.1
合計		19,991	281,562	393.1



保証残高

(単位:件、百万円、%)

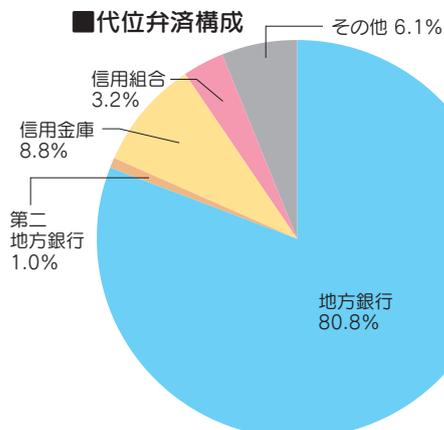
金融機関	項目	件数	金額	前年比
地方銀行		24,807	284,057	189.4
第二地方銀行		392	4,347	188.3
信用金庫		4,558	31,418	173.1
信用組合		1,864	14,226	184.8
その他		126	1,451	76.1
合計		31,747	335,499	186.3



代位弁済

(単位:件、百万円、%)

金融機関	項目	件数	金額	前年比
地方銀行		112	936	51.7
第二地方銀行		2	12	41.0
信用金庫		25	102	27.9
信用組合		13	37	19.2
その他		5	71	64.8
合計		157	1,158	46.2



信用保証協会
とは、
プロフィール

秋田県信用
保証協会
役員・組織図

信用補充
制度について

信用保証の
利用について

責任共有制度

信用保証料

主な保証制度
(秋田県制度)

主な保証制度
(国制度・協会制度)

主な保証制度
(市町村制度)

企業支援の
ための
取り組み

新型コロナウイルス
感染症に関する
取り組み

令和2年度
業務実績

令和2年度
決算報告

第6次中期
事業計画に
ついて

令和3年度
経営計画に
ついて

個人情報
保護について

コンプライアンス
について

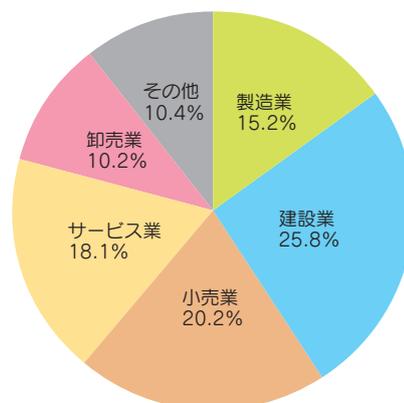
令和2年度業種別保証状況

保証承諾

(単位:件、百万円、%)

業種	項目	件数	金額	前年比
製造業		2,723	42,932	369.5
建設業		5,095	72,564	388.9
小売業		5,212	56,924	406.0
サービス業		3,772	51,067	505.5
卸売業		1,499	28,789	341.0
その他		1,690	29,286	333.2
合計		19,991	281,562	393.1

■保証承諾構成比

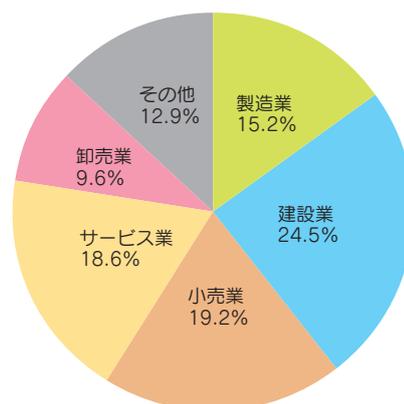


保証残高

(単位:件、百万円、%)

業種	項目	件数	金額	前年比
製造業		4,331	51,108	177.9
建設業		8,100	82,324	196.9
小売業		7,835	64,452	191.8
サービス業		5,935	62,363	200.9
卸売業		2,224	32,139	194.1
その他		3,322	43,112	152.5
合計		31,747	335,498	186.3

■保証残高構成比

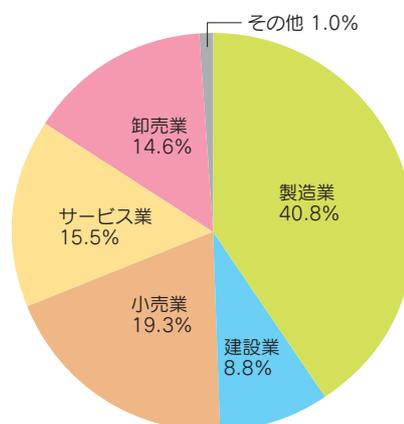


代位弁済

(単位:件、百万円、%)

業種	項目	件数	金額	前年比
製造業		38	473	124.9
建設業		31	102	32.9
小売業		35	223	33.9
サービス業		24	179	38.8
卸売業		24	169	37.9
その他		5	12	4.6
合計		157	1,158	46.2

■代位弁済構成比



信用保証協会
とは、
プロフィール

秋田県信用
保証協会
役員・組織図

信用補充
制度について

信用保証の
利用について

責任共有制度

信用保証料

主な保証制度
(秋田県制度)

主な保証制度
(国制度・協制度)

主な保証制度
(市町村制度)

企業支援の
ための
取り組み

新型コロナウイルス
感染症に関する
取り組み

令和2年度
業務実績

令和2年度
決算報告

第6次中期
事業計画に
ついて

令和3年度
経営計画に
ついて

個人情報の
保護について

コンプライアンス
について

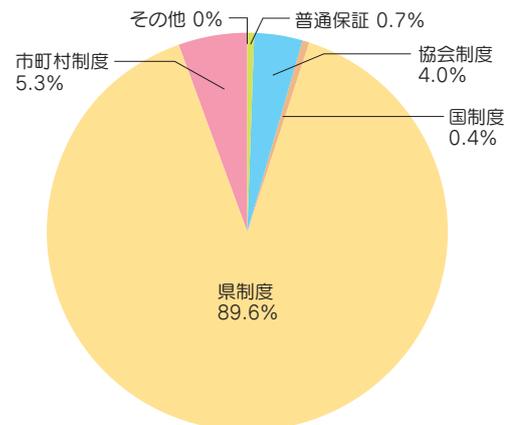
令和2年度制度別保証状況

保証承諾

(単位:件、百万円、%)

制度	項目	件数	金額	前年比
普通保証		69	2,014	46.5
協会制度		1,614	11,301	53.8
国制度		27	1,182	180.5
県制度		16,127	252,196	1201.6
市町村制度		2,154	14,869	60.3
その他		0	0	-
合計		19,991	281,562	393.1

■保証承諾構成比

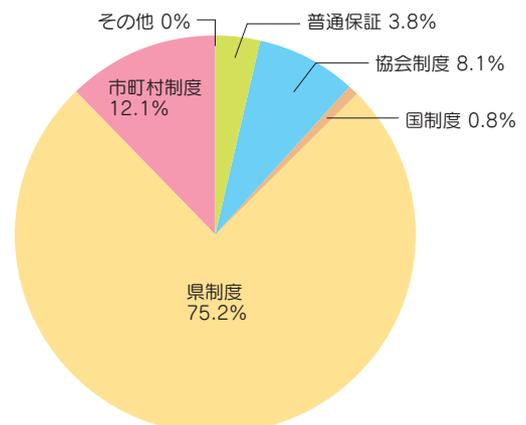


保証残高

(単位:件、百万円、%)

制度	項目	件数	金額	前年比
普通保証		581	12,845	83.6
協会制度		3,596	27,082	75.9
国制度		119	2,813	100.3
県制度		18,833	252,329	373.3
市町村制度		8,618	40,429	69.0
その他		0	0	-
合計		31,747	335,499	186.3

■保証残高構成比

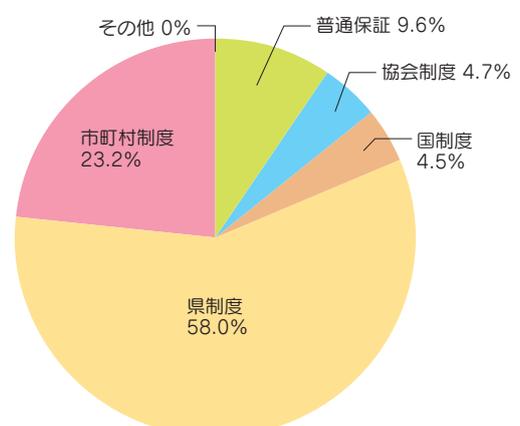


代位弁済

(単位:件、百万円、%)

制度	項目	件数	金額	前年比
普通保証		9	111	344.9
協会制度		23	54	16.1
国制度		3	52	315.3
県制度		69	671	42.0
市町村制度		53	269	51.4
その他		0	0	-
合計		157	1,158	46.2

■代位弁済構成比



信用保証協会
とは
プロフィール

秋田県信用
保証協会
役員・組織図

信用補完
制度について

信用保証の
利用について

責任共有制度

信用保証料

主な保証制度
(秋田県制度)

主な保証制度
(国制度・協制度)

主な保証制度
(市町村制度)

企業支援の
ための
取り組み

新型コロナウイルス
感染症に関する
取り組み

令和2年度
業務実績

令和2年度
決算報告

第6次中期
事業計画に
ついて

令和3年度
経営計画に
ついて

個人情報
保護について

コンプライアンス
について

令和2年度市郡別保証状況

(単位:件、百万円、%)

項目 地域	保証承諾			保証債務残高			代位弁済		
	件数	金額	前年比	件数	金額	前年比	件数	金額	前年比
秋田市	7,056	100,454	433.6	10,424	118,517	203.4	41	320	28.2
男鹿市	497	7,147	524.2	830	9,158	178.2	0	0	-
潟上市	566	7,406	371.5	987	9,362	179.5	3	5	3.9
南秋田郡	366	4,450	353.8	547	5,100	178.5	1	17	532.4
大館市	1,446	21,098	396.4	2,417	25,943	197.8	26	134	157.3
鹿角市	460	7,435	393.1	988	9,898	170.4	2	31	16.4
北秋田市	499	6,588	349.7	825	7,827	178.1	2	4	18.6
鹿角郡	53	957	1239.4	106	1,184	175.8	0	0	-
北秋田郡	49	541	620.7	73	719	143.2	0	0	-
能代市	1,065	15,954	429.0	1,676	18,385	189.4	18	117	122.1
山本郡	398	5,514	454.9	644	6,022	167.5	0	0	-
由利本荘市	1,334	14,888	333.0	2,241	17,430	183.1	13	61	515.1
にかほ市	540	6,731	258.7	996	10,276	145.2	5	4	3.6
大仙市	1,426	17,854	300.1	2,514	23,150	156.5	4	6	10.9
仙北市	529	7,483	338.6	988	9,692	165.8	5	28	26.2
仙北郡	271	3,587	381.0	450	4,341	177.1	0	0	-
横手市	2,134	32,799	401.6	3,117	35,962	189.0	19	187	80.1
湯沢市	941	14,287	396.1	1,398	15,792	182.6	10	114	154.3
雄勝郡	271	3,926	441.3	360	3,316	197.6	2	8	26.8
県外	90	2,465	301.9	166	3,424	197.6	6	121	268.9
合計	19,991	281,562	104.3	31,747	335,499	96.4	157	1,158	91.6

信用保証協会
とは、
プロフィール

秋田県信用
保証協会
役員・組織図

信用補充
制度について

信用保証の
利用について

責任共有制度

信用保証料

主な保証制度
(秋田県制度)

主な保証制度
(国制度・協制度)

主な保証制度
(市町村制度)

企業支援の
ための
取り組み

新型コロナウイルス
感染症に関する
取り組み

令和2年度
業務実績

令和2年度
決算報告

第6次中期
事業計画に
ついて

令和3年度
経営計画に
ついて

個人情報の
保護について

コンプライアンス
について

経営者保証を不要とする保証の取扱いについて

当協会では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ、経営者保証を不要とする保証の取扱いを行っております。令和元年度における経営者保証に関するガイドラインの活用実績は以下のとおりです。

	令和2年度
①信用保証を承諾した件数(法人・個人を含む)	19,991
②無保証人で信用保証を承諾した件数(法人・個人を含む)	9,842
③信用保証を承諾した件数のうち無保証人の割合(法人・個人を含む)	49.2%

	令和2年度
④既存の保証付き融資について、保証人の保証契約を解除した件数	273

	令和2年度
⑤「経営者保証に関するガイドライン」により保証債務整理を成立させた件数	7

	令和2年度
⑥代表者交代時に、既存の保証付き融資について旧代表者との保証契約を解除し、かつ、新代表者との保証契約を締結しなかった件数	32
⑦代表者交代時に、既存の保証付き融資について旧代表者との保証契約を解除する一方、新代表者との保証契約を締結した件数	184
⑧代表者交代時に、既存の保証付き融資について旧代表者との保証契約は解除しなかったが、新代表者との保証契約は締結しなかった件数	458
⑨代表者交代時に、既存の保証付き融資について旧代表者との保証契約を解除せず、かつ、新代表者との保証契約を締結した件数	0
⑩ ⑥～⑨の合計	674

信用保証協会
とは
プロフィール

秋田県信用
保証協会
役員・組織図

信用補充
制度について

信用保証の
利用について

責任共有制度

信用保証料

主な保証制度
(秋田県制度)

主な保証制度
(国制度・協会制度)

主な保証制度
(市町村制度)

企業支援の
ための
取り組み

新型コロナ
感染症に
関する
取り組み

令和2年度
業務実績

令和2年度
決算報告

第6次中期
事業計画に
ついて

令和3年度
経営計画に
ついて

個人情報の
保護について

コンプライアンス
について

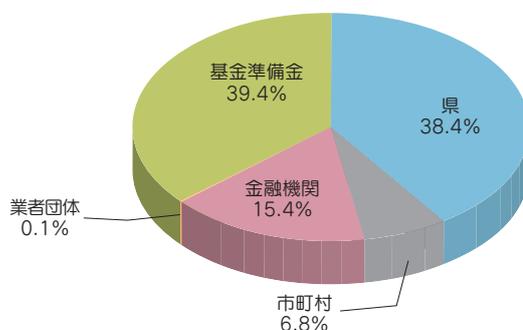
令和2年度決算報告

貸借対照表 (R3.3.31現在)

(単位:千円)

科目	金額	科目	金額
現金	0	基本財産	17,899,595
預け金	13,885,106	基金	10,847,937
普通預金	178,507	基金準備金	7,051,658
定期預金	13,700,000	制度改革促進基金	0
郵便貯金	6,599	収支差額変動準備金	4,791,397
有価証券	18,634,708	責任準備金	2,013,793
地方債	8,897,410	求償権償却準備金	49,886
社債	9,734,298	退職給与引当金	444,714
株式	3,000	損失補償金	4,095,359
ファンド出資	7,121	保証債務	335,498,574
動産・不動産	347,765	借入金	0
損失補償金見返	4,095,359	短期・長期借入金	0
保証債務見返	335,498,574	収支差額変動準備金造成資金	0
求償権	151,169	雑勘定	8,566,548
雑勘定	740,064	仮受金	5,820
仮払金	1,200	保険納付金	53,764
厚生基金	97,060	損失補償納付金	6,882
連合会勘定	0	未経過保証料	8,494,501
未収利息	43,201	未払保険料	2,924
未経過保険料	598,604	未払費用	2,658
合計	373,359,866	合計	373,359,866

基本財産の状況 (出資先構成割合) ※基本財産は、①基金、②基金準備金で構成されています。



信用保証協会
とは、
プロフィール

秋田県信用
保証協会
役員・組織図

信用補充
制度について

信用保証の
利用について

責任共有制度

信用保証料

主な保証制度
(秋田県制度)

主な保証制度
(国制度・協制度)

主な保証制度
(市町村制度)

企業支援の
ための
取り組み

新型コロナウイルス
感染症に関する
取り組み

令和2年度
業務実績

令和2年度
決算報告

第6次中期
事業計画に
ついて

令和3年度
経営計画に
ついて

個人情報の
保護について

コンプライアンス
について

令和2年度貸借対照表

借方

貸方

(単位:百万円)

現金預金	13,885
------	--------

● 有価証券	18,635
--------	--------

ファンド出資	7
動産・不動産	348
● 求償権	151
● 雑勘定 (※うち未経過保険料)	740 (599)

保証債務見返	335,499
--------	---------

損失補償金見返	4,095
---------	-------

基本財産	17,900
------	--------

収支差額変動準備金	4,791
-----------	-------

責任準備金	2,014
-------	-------

求償権償却準備金	50
----------	----

退職給与引当金	445
---------	-----

雑勘定 (※うち未経過保証料)	8,567 (8,495)
--------------------	------------------

保証債務	335,499
------	---------

損失補償金	4,095
-------	-------

株式会社の資本金に相当するもので、基金と基金準備金で構成されています。基金の出資先は県・市町村、金融機関等です。基金準備金は株式会社の繰越利益に相当するもので、過去の収支差額の累計です。

収支差額に欠損が生じたとき、または急激な保証増加により基本財産の増強が必要になった場合、これを取り崩して協会経営が不安定になるのを防ぎます。

将来の不測の事態に備えるため積み立てしており、貸倒引当金に相当します。

資産の健全性を保つ観点から求償権の回収不能額を見積もって、一定の割合額を積み立てしています。

未経過保証料とは受領した信用保証料のうち、当年度決算期に入らない翌事業年度以降にかかる分を計上しており、前受金に相当します。

※以下の科目を資産と負債を同額計上しています

代位弁済の支払準備資産等として地方債や安全な社債等を保有しています。

ここに計上している求償権は、代位弁済した金額から回収金ならびに償却(回収困難なもの、日本政策金融公庫から受領した保険金及び連合会や地交体から受領した損失補償金相当額等)を控除したものです。

未経過保険料とは当年度に日本政策金融公庫に支払った信用保険料のうち、翌事業年度にかかる分を計上しており、前払金に相当します。

収支計算書 (R2.4.1~R3.3.31)

(単位:千円)

支 出		収 入	
経常支出	2,212,570	経常収入	3,183,870
業 務 費	783,163	保 証 料	2,572,881
借 入 金 利 息	0	預 け 金 利 息	6,115
信 用 保 険 料	1,352,122	有価証券利息・配当金	239,335
責任共有負担金納付金	75,793	延 滞 保 証 料	1,678
雑 支 出	1,492	損 害 金	20,364
		事 務 補 助 金	9,931
		責 任 共 有 負 担 金	318,358
		雑 収 入	15,209
経常収支差額	971,300		
経常外支出	3,574,519	経常外収入	2,647,406
求 償 権 償 却	1,505,047	償却求償権回収金	93,420
補 填 金 償 却	1,288,487	責 任 準 備 金 戻 入	1,081,332
自 己 償 却	216,560	求償権償却準備金戻入	182,352
雑 勘 定 償 却	1,000	求償権補填金戻入	1,288,487
退 職 金	4,328	保 険 金	1,112,146
責 任 準 備 金 繰 入	2,013,793	損失補償補填金	176,340
求償権償却準備金繰入	49,886	補 助 金	0
そ の 他 支 出	464	そ の 他 収 入	1,815
経常外収支差額	-927,113		
		制度改革促進基金取崩額	0
当期収支差額	44,187	収支差額変動準備金取崩額	0

信用保証協会
とは、
プロフィール

秋田県信用
保証協会
役員・組織図

信用補充
制度について

信用保証の
利用について

責任共有制度

信用保証料

主な保証制度
(秋田県制度)

主な保証制度
(国制度・協制度)

主な保証制度
(市町村制度)

企業支援の
ための
取り組み

新型コロナウイルス
感染症に関する
取り組み

令和2年度
業務実績

令和2年度
決算報告

第6次中期
事業計画に
ついて

令和3年度
経営計画に
ついて

個人情報の
保護について

コンプライアンス
について

令和2年度収支計算書

支出

経常支出	業務費	783
	信用保険料	1,352
	責任共有負担金納付金	76
	雑支出	1

日本政策金融公庫に支払う信用保険料で、当年度決算期間に対応する額を計上しています。

責任共有負担金について、当協会と日本政策金融公庫との責任割合に応じ、日本政策金融公庫にその一部を納付しています。

経常外支出	求償権償却	1,505
	責任準備金繰入	2,014
	求償権償却準備金繰入	50
	その他支出	6
当期収支差額		44

年度末求償権のうち回収困難なものや当年度に日本政策金融公庫から受領した保険金および連合会や地公体から受領した損失補償金相当額を償却しています。

代位弁済が想定以上に増加した場合の備えとして、一定の割合額を積立しています。

年度末求償権について一定の割合額を積立しています。

収入

(単位:百万円)

経常収入	保証料	2,573
	預け金利息、有価証券利息	245
	責任共有負担金	318
	その他	47
	償却求償権回収金	93

保証ご利用時に中小企業の皆さま等から受領した保証料で、当年度決算期に対応する額を計上しています。

責任共有制度において負担方式を選択している金融機関より受領した負担金を計上しています。

償却求償権からの回収額を計上しています。

経常外収入	求償権補填金戻入	1,288
	責任準備金戻入	1,081
	求償権償却準備金戻入	182
	その他収入	2

代位弁済により日本政策金融公庫から受領した保険金と連合会や地公体から受領した損失補償金からなる補填金を計上しています。

責任準備金は洗替方式のため前年度計上額を戻入します。

求償権償却準備金は洗替方式のため前年度計上額を戻入します。

制度改革促進基金取崩額	0
収支差額変動準備金取崩額	0

令和2年度経営計画（実績）に関する評価

当協会では、経営の透明性を一層高め、客観性の高い評価を行うことにより対外的な説明責任を果たすことを目的に「外部評価委員会」を設置しています。

令和2年度経営計画（実績）についても外部評価委員会の評価を受け、その概要をホームページにて公表しています。

第6次中期事業計画について（令和3年度～令和5年度）

秋田県信用保証協会では平成30年度に策定した6年間の長期経営計画に基づき、「地域とつながる保証協会」をスローガンに掲げ、中小企業との接点を創出するとともに、金融機関をはじめ、関係機関との連携を一層強めながら、金融支援のみならず経営支援にも積極的に取り組んできました。

引き続き「地域とつながる保証協会」を目指し、これまでの行動を更に深化させ、適切な金融支援と経営支援を提供して、中小企業の経営改善や生産性向上などに貢献していきます。

特に、新型コロナの流行により激変した経済環境等を踏まえ、中小企業に寄り添い「地域から必要とされる存在」になれるよう取り組んでまいります。

令和3年度から令和5年度の事業計画期間における業務運営の主な基本方針は以下のとおりです。

1. 信用補完制度の持続的発展に向けた取組の拡大

当協会では中小企業や関係機関からの期待に十分にこたえられるよう、信用補完制度の持続的な発展に向けた取組を推進していきます。

1 力強い金融支援

信用保証協会の本分である中小企業の資金繰り支援に万全を期すことはもとより、中小企業の活力ある事業展開を資金供給面から積極的に支援していきます。

2 保証利用の利便性向上と裾野拡大

業務プロセスのデジタル化に取り組み、業務効率化を図るとともに保証利用の利便性向上に努めます。また、金融機関との協働による新たな資金需要の掘り起こしと併せて、信用保証制度の周知活動を通して、保証利用の裾野拡大に努めます。

3 適正保証の推進

中小企業の資金繰り安定化を支援するとともに、経営改善・生産性向上を促すため、金融機関の支援方針にも着目し、保証付き融資とローパー融資を柔軟に組み合わせるなど、リスク分担に取り組めます。

4 求償権管理業務の効率化と回収の最大化に向けた取組

求償権の管理回収業務については、管理コストを考慮した取組方針のもと、効率性を重視しながら回収実績の最大化を目指していきます。

2. 協会利用の付加価値向上

人口減少によるマーケットの縮小や少子高齢化による人手不足など、大都市圏に比べ経営環境の厳しい本県にあっても、未来を見据えチャレンジし続ける中小企業を支援するため、当協会が有する人材やノウハウ等の経営資源を活用した取組を強化します。

1 経営改善や事業再生等の促進に向けた取組の強化

中小企業への経営支援や事業再生支援を着実に進めていくため、金融機関や関係機関との緊密な連携・協力を努めるとともに、事業再生支援の局面においては、個々の企業の状況を勘案しつつ、きめ細かな対応を実施していきます。

2 地方創生等への貢献

地域に根ざし公的性質を有する保証協会として、地方自治体や金融機関等と連携・協力しながら、地方創生に一層の貢献を果たしていくための取組を実施します。

信用保証協会
とは
プロフィール秋田県信用
保証協会
役員・組織図信用補完
制度について信用保証の
利用について

責任共有制度

信用保証料

主な保証制度
(秋田県制度)主な保証制度
(国制度・協制度)主な保証制度
(市町村制度)企業支援の
ための
取り組み新型コロナウイルス
感染症に関する
取り組み令和2年度
業務実績令和2年度
決算報告第6次中期
事業計画に
ついて令和3年度
経営計画に
ついて個人情報の
保護についてコンプライアンス
について

3. 経営支援の充実に向けた「つながり」の強化

関係機関を含め、地域を支える仲間と一体となった「地域とつながる保証協会」として、それぞれの特性を活かした多面的で実効的な支援の実施を目指していきます。

- 1 コーディネート機能の発揮** | 公的機関としての中立性を活かしたコーディネート力の発揮によって、効果的な経営支援の実現を目指していきます。
- 2 中小企業者のニーズを踏まえた支援の推進** | 中小企業者からより信頼され、より期待に応えられる組織となるため、中小企業者との対話を促進するなど、多様なニーズを的確に捉えた効果的な支援につながる取組を進めていきます。
- 3 関係機関との連携強化・協働** | 中小企業の経営改善や事業の発展に必要な支援は多岐にわたることから、これまでも増して、様々な支援機関と連携した活動を行っていきます。
特に、当協会が企業支援を行う上で最大のパートナーである金融機関との間では、日常的な対話等により連携体制の構築に努め、お互いの支援方針等を共有しながら、中小企業の経営改善や生産性向上に取り組んでいきます。

4. 活気ある保証協会の実現

役職員一同が目的意識の共有を徹底し、力を合わせ、組織の活性化に努めながら質の高い企業支援を実践していきます。

- 1 デジタル化等による効率的で合理的な事務の実施** | 業務プロセスのデジタル化を積極的に推し進め、中小企業および金融機関が利用しやすい環境を整備します。また、年々多様化する中小企業からのニーズに対応していくため、選択と集中を意識して事務の合理化を進めていきます。
- 2 自ら考え行動する自律的な職員の育成** | 中小企業への支援業務は日々複雑化し、また、信用保証制度が大きく見直されるなか、いま何をすべきなのかを考え、自ら行動する自律的な職員の育成に引き続き努め、職員個々のスキルアップや成長を通じ、組織としての発展、活性化を実現していきます。

5. コンプライアンス態勢の維持確立

当協会が地域から信頼され、必要とされる組織となることを目指し、コンプライアンス態勢の維持確立に向けた取組を引き続き推進し、公的機関としての社会的責任を果たしていきます。

信用保証協会とは
プロフィール

秋田県信用保証協会
役員・組織図

信用補完制度について

信用保証の利用について

責任共有制度

信用保証料

主な保証制度
(秋田県制度)

主な保証制度
(国制度・協会制度)

主な保証制度
(市町村制度)

企業支援のための
取り組み

新型コロナウイルス
感染症に関する
取り組み

令和2年度
業務実績

令和2年度
決算報告

第6次中期
事業計画に
ついて

令和3年度
経営計画に
ついて

個人情報の
保護について

コンプライアンス
について

令和3年度 経営計画について

1. 業務環境

1 秋田県の経済情勢

秋田県内の景気動向は、政府や自治体の経済対策などに支えられ、緩やかに持ち直しが見られるものの、未だ収束の見えない新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）の影響により、引き続き、中小企業・小規模事業者（以下「中小企業」という。）を取り巻く環境は非常に厳しい状況が続くものと見込まれております。

2 秋田県の中小企業・小規模事業者を取り巻く環境

秋田県における新型コロナの影響は、全国に比して低く抑えられておりますが、全国的な感染拡大の収束は見えない状況から、依然として非常に厳しい環境にあります。また、この影響は、後継者の不在等による休廃業の増加など、従来からある本県の課題に対して助長する影響を与えており、中小企業を取り巻く経営環境等は厳しさを増している状況にあります。

このため、当協会をはじめ支援機関に対しては、新型コロナに対する政府方針等に迅速かつ確に呼応して、中小企業の資金繰り安定化などに全力を尽くすことが強く求められています。

2. 業務運営方針

令和3年度においては、引き続きコンプライアンス態勢の強化に向けた取組を土台としつつ、重点的な取組に対応する次の4つの項目に注力し、中期事業計画の達成に向けて、役職員一人一人が高い目的意識を持ち、力を合わせてビジョンの実現に向け取り組めます。この中でも特に、新型コロナの影響を受ける中小企業の金融・経営支援を最重要課題と認識し、新型コロナ対策等の政府方針に迅速かつ積極的に呼応して、中小企業の支援に努めていきます。

- 力強い金融支援の実施
- 適正保証の推進
- 新型コロナウイルス感染症による経営課題を抱える企業へのフォローアップの実施
- 創業者、事業承継を模索する企業、返済条件緩和企業等への効果的な経営支援の実施

3. 重点課題

1 力強い金融支援の実施

①政策保証の利用推進に向けた取組の拡充

国・県・市町村等の施策に呼応し、政策保証の利用推進に努めていきます。特に、新型コロナの影響拡大により事業活動に著しい支障を来す中小企業に対しては、積極的に金融支援を行うとともに、必要に応じて経営支援を行うなど、万全な対応に努めます。

信用保証協会
とは/
プロフィール秋田県信用
保証協会
役員・組織図信用補充
制度について信用保証の
利用について

責任共有制度

信用保証料

主な保証制度
(秋田県制度)主な保証制度
(国制度・協会制度)主な保証制度
(市町村制度)企業支援の
ための
取り組み新型コロナ
ウイルス
感染症に関する
取り組み令和2年度
業務実績令和2年度
決算報告第6次中期
事業計画に
ついて令和3年度
経営計画に
ついて個人情報の
保護についてコンプライアンス
について

信用保証協会
とは、
プロファイ
ル

秋田県信用
保証協会
役員・組織図

信用補完
制度について

信用保証の
利用について

責任共有制度

信用保証料

主な保証制度
(秋田県制度)

主な保証制度
(国制度・協賛制度)

主な保証制度
(市町村制度)

企業支援の
ための
取り組み

新型コロナウイルス
感染症に関する
取り組み

令和2年度
業務実績

令和2年度
決算報告

第6次中期
事業計画に
ついて

令和3年度
経営計画に
ついて

個人情報の
保護について

コンプライアンス
について

②ニーズに合わせた保証商品の開発と的確な金融支援の実施

中小企業のニーズに合わせた利用しやすい保証商品の開発に努め、保証利用の活発化を推し進めます。また、中小企業の置かれている状況に応じた資金需要を的確に捉え、事業の維持発展並びに安定的な資金調達や経営改善・生産性向上への取組を支援します。

③保証利用の利便性向上

コロナ禍を踏まえ、事前案件協議および保証委託申込時のデジタル化に取り組み、非対面非接触による感染リスクを抑制した業務プロセスの確立を目指すとともに、資金需要への迅速な対応や、ペーパーレス、押印レスなどの簡素化等も進め、保証利用の利便性向上や利用者負担の軽減に努めます。

2 適正保証の推進

①面談や現地調査等による事業性・将来性に着目した保証審査の推進

中小企業の実態把握に向け、書面調査に留まらず面談や現地調査に取り組み、事業性・将来性を評価することで信用力を発揮し、積極的に信用供与を行います。また、金融機関と連携し、事業性評価を活用した保証の推進に取り組みます。

②保証付き融資とプロパー融資の柔軟な組み合わせによるリスク分担への取組

金融機関と連携して中小企業の安定的な資金調達や経営改善・生産性向上への取組を支援します。また、これまでも増して金融機関との強固な連携関係を構築するため、日常的に金融機関との対話を重ねながら、適切なリスク分担による効果的な経営支援の提供に取り組みます。

3 新型コロナウイルス感染症により経営課題を抱える企業へのフォローアップの実施

①きめ細かいフォローアップの実施

新型コロナの影響拡大により、業績低迷など経営に課題を抱える企業が相当数に上ることが予想されることから、課題解決に向けた経営支援や追加の金融支援、返済条件緩和などの対策をタイムリーに実施するため、きめ細かいフォローアップに努めて、事業の維持継続に向けた支援に注力します。

②新型コロナウイルス感染症の影響による新たな返済緩和への支援強化

金融機関と連携して中小企業の経営状態の把握に努め、業況改善に時間を要する先については、支援機関とも連携して経営改善計画の策定支援を行うなど、業況改善策を検討しながら、必要に応じて返済条件の緩和を実施して企業維持に取り組みます。

③業態転換や新分野進出等に取り組む企業への支援強化

経済社会環境の変化により、業態転換や新分野進出などの事業再構築を目指す中小企業に対して、取組事例や支援情報を提供するとともに、関係機関と連携して新たな取組を支援します。

4 創業者、事業承継を模索する企業、返済条件緩和企業等への効果的な経営支援の実施

信用保証協会とは？
プロフィール秋田県信用保証協会
役員・組織図信用補充
制度について信用保証の
利用について

責任共有制度

信用保証料

主な保証制度
(秋田県制度)主な保証制度
(国制度・協制度)主な保証制度
(市町村制度)企業支援の
ための
取り組み新型コロナウイルス
感染症に関する
取り組み令和2年度
業務実績令和2年度
決算報告第6次中期
事業計画に
ついて令和3年度
経営計画に
ついて個人情報の
保護についてコンプライアンス
について

①中小企業との対話の促進

中小企業からの相談や協会からのアプローチを通じて、企業が抱える課題の共有に努め、ニーズに沿った経営支援施策の利用斡旋を行うほか、必要に応じて、その解決を得意とする支援機関へ相談斡旋を行うなど、金融支援を活かす効果的な経営支援を実施します。

②専門家派遣事業の充実

専門家派遣事業を希望する中小企業に対し、協会内中小企業診断士が課題の把握を行うとともに、課題解決に対応する適切な専門家へ橋渡しを行うことで、専門家派遣事業の充実に努めます。

③協会内中小企業診断士による経営改善支援

中小企業の経営課題の把握や、経営改善への取組を支援するため、協会内中小企業診断士が連携し、事業精査や経営改善計画策定について一定期間集中した支援を実施します。

5 地方創生等への貢献

①創業者等への支援強化

創業準備段階者を含む創業者や、第二創業など業態転換への取組を積極的に支援するため、創業に必要な情報提供や相談窓口での対応を充実させ、リスク低減を図りながら後押ししていきます。また、創業保証利用者へのフォローアップを充実させ、課題を抱える先には専門家派遣等の経営支援メニューを提供するなど、創業期から成長期までの経営の安定化を支援します。

②事業承継支援の強化

事業承継特別保証制度の対象見込先に対して積極的な情報提供を行い、制度融資の周知に努めます。また、金融機関や秋田県事業承継・引継ぎ支援センター等との連携による資金需要の掘り起こしに取り組み、事業承継支援を進めていきます。

③SDGsに資する取組の推進

国連が提唱する国際的な指針「SDGs」を尊重し、地域貢献に資する取組に努めます。

6 活気ある保証協会の実現

①デジタル技術を活用した事務の効率化への取組

新型コロナウイルスの影響拡大により早急な事務の効率化が求められたことなどから、デジタル技術を活用した事務の効率化や新しい働き方などの導入に向けて合理化を進めていきます。

②当協会創立70周年に当たっての取組

令和3年8月1日に、当協会は創立70周年を迎えることから、信用保証協会の基本理念に立ち返るとともに、地域とつながる保証協会として社会貢献・地域振興を図っていく契機とします。

③自ら考え行動する自律的な職員の育成

中小企業への効果的な支援を進めるため、様々な情報をしっかりと共有する仕組みを整えるとともに、内部研修やOJTの充実、効果的な協会外研修の実施に努めます。また、自己啓発への支援を拡充して職員個々の能力の向上を図ります。

7 コンプライアンス 態勢の強化

①コンプライアンス態勢・意識の徹底

コンプライアンスを全ての業務の基本に据え、コンプライアンス・マニュアルに基づいた業務の運営と、コンプライアンス・プログラムの策定による役職員の一層の意識向上によりコンプライアンス態勢を徹底します。また、具体的な事例紹介等を通じ、適切な業務運営の徹底を図り、役職員の一層の意識向上とコンプライアンスの浸透を図ります。

②内部監査の実施

基幹業務の事務処理についての適格性監査の他、具体的な対応方法や支援方法についての妥当性監査を実施します。また、主務省庁による監督・検査における指摘や指導に的確に対応するとともに、本部による各現課の管理状況、並びに部署毎の経営計画進捗状況についても検証します。

③個人情報保護の徹底と適正な管理

監査実施計画に基づく点検・監査を実施し、個人情報保護の啓発及び徹底を図り、適正な対応に努めます。

④ガバナンスの強化、経営計画等の公表

協会運営に関し、長期経営計画及び中期事業計画並びに年度経営計画等に基づく重要事項については、役職員間の認識共有を徹底し、ガバナンスの強化を図ります。また経営計画の公表やディスクロージャー誌の発行等、適切な情報公開を通じた透明性の高い経営を実現します。

⑤反社会的勢力等の排除

反社会的勢力等の保証利用を未然に防止するため、保証利用の有無にかかわらず関連情報を集約し、データベースの充実を図ります。また、暴追センターなど関係機関との連携を一層強化し、不当な資金獲得活動の温床となりにかねない取引を根絶し、反社会的勢力等との関係を遮断します。

4. 保証承諾等の見通し

令和3年度における保証承諾等の主要業務数値（見通し）は、以下のとおりです。

項目	金額
保証承諾	700億円
保証債務残高	3,255億円
代位弁済	40億円
実際回収	5.5億円

令和3年度経営計画の詳細は、ホームページで公開しております。

信用保証協会
とは、
プロファイ
ル
秋田県信用
保証協会
役員・組織図

信用補完
制度について

信用保証の
利用について

責任共有制度

信用保証料

主な保証制度
(秋田県制度)

主な保証制度
(国制度・協会制度)

主な保証制度
(市町村制度)

企業支援の
ための
取り組み

新型コロナウイルス
感染症に関する
取り組み

令和2年度
業務実績

令和2年度
決算報告

第6次中期
事業計画に
ついて

令和3年度
経営計画に
ついて

個人情報の
保護について

コンプライアンス
について

個人情報の保護について

個人情報保護宣言

秋田県信用保証協会は信用保証協会法に基づく法人であり、中小企業等の皆様が金融機関から貸付等を受けるに当たり、貸付金等の債務を保証することを主たる業務としており、信用保証協会の制度の確立をもって中小企業等の皆様に対する金融の円滑化を図ることを目的としております。

業務上、お客様の個人情報を取得・利用等させていただくこととなりますが、お客様の個人情報の取扱いについて以下の方針で取り組み、適正な個人情報の保護に努めてまいります。

(1) 個人情報に関する法令等の遵守

当協会は個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）などの法令およびガイドライン等を遵守して、お客様の個人情報を取り扱います。

(2) 個人情報の取得・利用・提供

- ・当協会では、信用保証業務の適切な運営の遂行のためにお客様の個人情報を適正に取得し、利用します。なお、利用目的の詳細につきましては当協会ホームページ（または備え付けのパンフレット）の「個人情報保護法に基づく公表事項に関するご案内」の1.「当協会が取り扱う個人情報の利用目的」に公表しておりますのでご覧ください。
- ・取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、上記記載の利用目的以外には使用いたしません。
- ・取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、お客様の同意を得ないで第三者には提供・開示しません。
- ・お客様の本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外には使用いたしません。
- ・個人信用情報センターから提供を受けた情報であって、お客様の返済能力に関するものをお客様の返済能力の調査以外の目的には使用いたしません。

(3) 個人データの適正管理

お客様の個人データについて、組織的・人的・技術的安全管理措置を継続的に見直し、お客様の個人データの取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

(4) 個人情報保護の維持・改善

当協会は、お客様の個人情報の取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

(5) 個人データの委託

- ・当協会は、個人情報保護法第23条第5項第1号の規定に基づき個人データに関する取扱いを外部に委託する場合があります。
- ・委託する場合には適正な取扱いを確保するため契約の締結、実施状況の点検などを行います。

(6) 保有個人データの開示・利用目的の通知

- ・法令等に定める一定の場合を除き、お客様は、当協会が保有するお客様ご自身の個人データの開示およびその利用目的の通知を求めることができます。
- ・請求の方法は当協会窓口へ備置してある個人情報開示請求書に所定の事項を記載のうえ、ご本人確認書類を添付して当協会窓口へ持参（または郵送）ください。
- ・個人データの開示および利用目的の通知につきましては実費相当額（1件につき300円）をいただきます。

(7) 保有個人データの訂正・削除、利用停止、第三者提供の停止

- ・当協会が保有する個人データに誤りがある場合は下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、訂正または削除いたします。
- ・お客様の個人情報を不適切に取得し、又は目的外に利用している場合には下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの利用停止いたします。
- ・お客様の個人情報を個人情報保護法第23条に違反して第三者に提供している場合には、下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの第三者提供を停止いたします。
- ・(6) (7) の具体的な手続につきましては当協会ホームページ（または備え付けのパンフレット）の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の8. (3)「開示等の請求等に応じる手続き等に関する事項」をご覧ください。

(8) 質問・苦情について

当協会は、お客様からの個人情報に関する質問・苦情について適切かつ迅速に取り組みます。

(9) 開示・利用目的の通知・訂正・利用停止・第三者提供の停止・安全管理措置・相談

○ 質問・苦情窓口

当協会における個人情報等に関する各種のお問い合わせの窓口は、以下のとおりです。

住 所	秋田市旭北錦町1番47号
電 話 番 号	018-863-9011
部 署 名	監査室

信用保証協会
とは
プロフィール秋田県信用
保証協会
役員・組織図信用補充
制度について信用保証の
利用について

責任共有制度

信用保証料

主な保証制度
(秋田県制度)主な保証制度
(国制度・協制度)主な保証制度
(市町村制度)企業支援の
ための
取り組み新型コロナウイルス
感染症に関する
取り組み令和2年度
業務実績令和2年度
決算報告第6次中期
事業計画に
ついて令和3年度
経営計画に
ついて個人情報の
保護についてコンプライアンス
について

コンプライアンスについて

当協会は、信用保証協会法に基づき設立された公的機関であり、その公共的な使命に反し、信用を損なうことのないよう、あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない、誠実かつ公正な事業活動を遂行することとし、以下の倫理憲章を定めています。

倫理憲章

(信用保証協会の公共性と社会的責任)

1. 信用保証協会の公共性と社会的責任の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じて信頼の確立を図る。

(質の高い信用保証サービス)

2. 経営の効率化に努め、創意と工夫を活かした質の高い信用保証サービスの提供を通じて、地域経済の発展に貢献する。

(法令やルールの厳格な遵守)

3. あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない誠実かつ公正な事業活動を遂行する。

(反社会的勢力との対決)

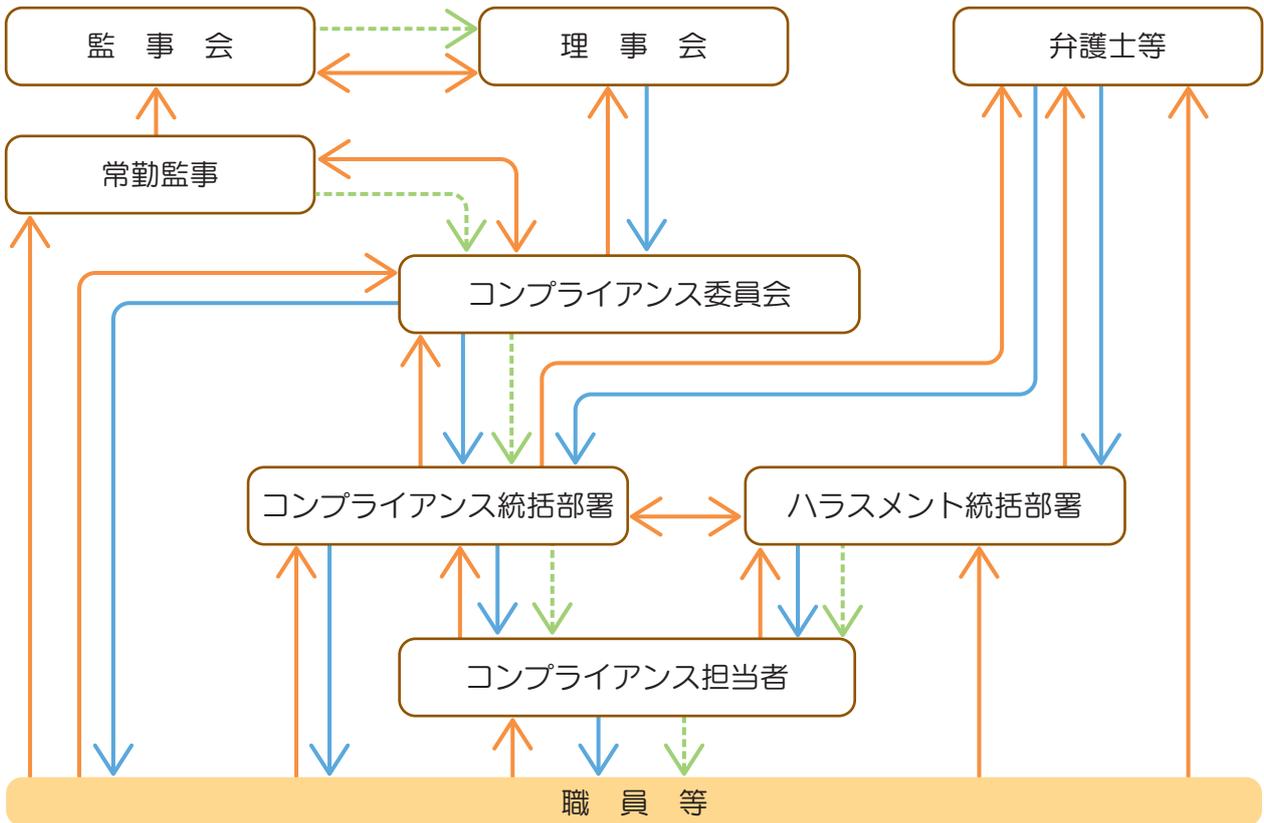
4. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、断固として対決する。

(地域社会に対する貢献)

5. 広く住民とのコミュニケーションを図りながら地域社会への貢献に努める。

コンプライアンス組織図

コンプライアンスの着実な実践を確保するため、以下の体制を整えています。



→ 報告・連絡・相談 → 指示 → チェック

信用保証協会
とは、
プロフィール

秋田県信用
保証協会
役員・組織図

信用補充
制度について

信用保証の
利用について

責任共有制度

信用保証料

主な保証制度
(秋田県制度)

主な保証制度
(国制度・協制度)

主な保証制度
(市町村制度)

企業支援の
ための
取り組み

新型コロナウイルス
感染症に関する
取り組み

令和2年度
業務実績

令和2年度
決算報告

第6次中期
事業計画に
ついて

令和3年度
経営計画に
ついて

個人情報
保護について

コンプライアンス
について

DISCLOSURE 2021

お近くの信用保証協会へお気軽にご相談ください。



本所

〒010-0923 秋田市旭北錦町1番47号
(秋田県商工会館内)
TEL 018-863-9011/FAX 018-863-9188

秋田東営業室

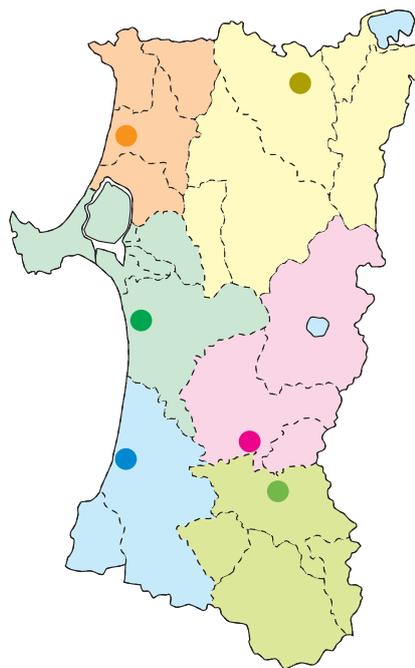
TEL 018-863-9016/FAX 018-863-9010
担当地域: 秋田市(主に東部)

秋田西営業室

TEL 018-863-9018/FAX 018-863-9010
担当地域: 秋田市(主に西部)・男鹿市・潟上市
南秋田郡

債権管理室

TEL 018-863-9017/FAX 018-863-9010



大館支所

〒017-0897 大館市字三の丸90番地
TEL 0186-49-2281/FAX 0186-49-2280
担当地域: 大館市・鹿角市・北秋田市・北秋田郡・鹿角郡



能代支所

〒016-0817 能代市上町6番28号
TEL 0185-54-2377/FAX 0185-55-2264
担当地域: 能代市・山本郡



本荘支所

〒015-0821 由利本荘市肴町66番地4
TEL 0184-22-5330/FAX 0184-22-5332
担当地域: 由利本荘市・にかほ市



大曲支所

〒014-0051 大仙市大曲浜町2番2号
TEL 0187-63-1811/FAX 0187-63-1812
担当地域: 大仙市・仙北市・仙北郡



横手・湯沢支所

〒013-0046 横手市神明町2番27号
TEL 0182-32-2361/FAX 0182-32-2363
担当地域: 横手市・湯沢市・雄勝郡



発行 日/令和3年7月30日
編集 集/秋田県信用保証協会 総務企画部
発行 行/秋田県信用保証協会
ホームページ/https://www.cgc-akita.or.jp
表紙写真/男鹿市鶏ノ崎海岸

